

## 二〇 行路病人及亡人

昭和十三年  
度十二月  
三十日  
三七七

三  
釋放者保護

# 三 日本赤十字社宮崎支部

昭和年	總數	社員	婦人	現住人口
年齡	贊助	年齡	年齡	付
三十一年	特別	終身正	終身贊助	二千人
三十二年	正	正	正	一千人
三十三年	贊助	贊助	贊助	一千人
三十四年	社員	社員	社員	一千人
三十五年	內婦人	內婦人	內婦人	一千人
三十六年	年齡金	年齡金	年齡金	一千人
三十七年	現住人口	現住人口	現住人口	一千人

三  
愛國婦人會宮崎縣支部

既往一年間	昭和十一年	會員	
		贊助員	救護人員
總數	三七、二六八	三八、三〇一	一、六三九
維持費	二三、九六三	三、六五五	一、六〇〇
特別費	二三、九六四	三、四三四	三、三九
通常費	二三、九六五	二三、四三九	一、六三九
贊助員	二三、九六六	二三、五二五	一、六三九
金額	二三、九六七	二五、三四四	一、六〇〇
救護金額	二三、九六八	二五、三七一	三、三九
救護人員	二三、九六九	二五、三七一	一、六三九

(社會事業)

二四 公益質庫

二九八

年	月	十昭 一年和		十昭 二年和		十昭 三年和	
		件數	金額	件數	金額	件數	金額
十三年	四月	四、三八一 七九九	一六五、 二九三	六〇、二三五 五四〇	一一〇、四七六 一〇七、一五六	五一、七三六 五七、六六五	五一、七三六 五九、一〇五
	五月	五、一〇六 九九四	一六、六五三 三一〇	三三、九六二 三一七〇	一三、〇一八 一四二八	三、九三八 一四、四八二	三、九三八 一四、四八二
	六月	四、一八七 八三八	一五、一四〇 二三、八四三	一四、四三五 一〇、八六八	一二、八三一 三、九三五	四、〇八四 四五六三	一三、三二〇 一七、五二八
	七月	三、一四一五 九二九	一三、一四七 三、〇一〇	二一、一三九 一三、一五三	一六、二二七 一、一三四	四、九七〇 五〇六八	二〇、二五八 一八、三四九
	八月	一、一八六四 一〇、八〇八四	一五、七四二 二、二四六	三四、五六八 一、三二一	二三、一三三 二〇、〇四四	二〇、二五八 一八、三四九	二〇、二五八 一八、三四九

二九九

# 露光量違いの為重複撮影

衛

生

産婆七百醫者四百

病院縣立の設あり

昭昭昭  
和和和  
十二三年度

總額	罹災救助
二、〇三六四	七、八〇六四
二、〇五五四	一、八三五四
二、三九四四	七、三九四四
二、三九四四	六、二〇四四
三、九四一四	三、九四一四
一、九二四九	一、九二四九
四、八〇九九四	四、八〇九九四
一、一、八七三四、二八二五七五	一、一、九七一、二八二五七五

# 露光量違いの為重複撮影

衛

生

産婆七百醫者四百

病院縣立の設あり

昭昭昭  
和和和  
十二三年度度

總額	三〇〇
食料費	二、一八五五円
被服費	二、一八五五円
小屋掛費	二、一九四二円
就業費	二、一九四二円
母子用品費	二、一九四二円
其ノ他	二、一九四二円
金年度現在基	一、八二四一、五七五二円

## 概 説

### 醫藥業者

昭和十三年末現在に於ける醫師は三九三人(内女醫一三人)、歯科醫師一五五人(内女歯科醫八人)、薬剤師一一二人(内女薬剤師一人)、薬種商二五三人、製薬者一八人、産婆六五九人、看護婦三一七人にして之れが各一人に對する現住人口の割合は醫師二、二二二人、歯科醫師六、四三九人、薬剤師七、七六〇人、産婆一、三一九人に當つてゐる。

### 傳染病

縣下に發生せる法定傳染病に依る患者數は六六六人(男三四七人、女三一九人)にして内死亡者は二一三人(男一〇八人、女一〇五人)である。而して患者數の最も多いのは赤痢の四一三人(男二二〇人、女一九三人)にして實布塙利亞の一三四人(男六一人、女七三人)に亞ぎ、腸窒扶斯の九九人(男五四人、女四五人)、猩紅熱の九人(男四人、女五人)、パラチアスの八人(男六人、女二人)、痘瘡二人、流行性腦脊髓膜炎一人となつてゐる。之等患者の職業別罹病状況を觀るに、赤痢では無業の二三二人(男一二三人、女一〇九人)最も多く、農業の一〇五人(男五〇人、女五五人)に亞ぎ、公務及事由業の三六人(男一八人、女一八人)を多きものとし、鴻窒扶斯に於ては無業の三七人(男一七人、女二〇人)最も多く、農業の二五人(男一四人、女一一人)、其他の有業者の一八人(男一〇人、女八人)に亞ぎ、實布塙利亞に於ては無業の六九人(男三五人、女三四人)、其の他有業者一

(衛生)

四人(男八人、女六人)を其の多きものとす。尙月別に依る罹病者數は赤痢にありては七月の一三〇人、八月の七七人、六月の七〇人を多きものとし、腸窒扶斯は七月の二二人、十一月の二二人、實布塗利亞は十一月の二五人、一月の一四人、二月の一三人を其の多きものとす。

## 二六 病院

	病院					入院患者延數
	前年ヨリ越	本年入院	退院	在院中死亡	年末現在	
昭和十三年	西	○×九三六	○三八	×九三六	一、一二	六、九三七
昭和十二年	西	○×九二一	○八三	一、二二	七、一〇〇	六、九三七
昭和十一年	云	○×九〇九	七四〇	八四三	五、八五五	五、八五五
		三三〇	七四〇	六、五〇〇	三七六	一、一二二
		三三〇	七四〇	六、六一六	一八一	三一五
		八六三	八六三	一八七	一八七	一八七
		一八七	一八七	〇一四	〇一四	〇一四

×印は傳染病○印は結核病收容定員ヲ示ス

## 二七 醫師

(衛生)

(衛生)

年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	総数
×印ハ女薬剤師ヲ示ス	六六	二〇	一〇	校學（指定）卒業學業
×	五五	一八	一〇	含試第（舊）
×	一二	一七	一九	市部
×	四七	四二	四五	町部
×	一三	一二	一三	村部
×	一四	一四	一一四	調診所（二從事於）
×	二四	四〇	三二	藥劑師ステ
三三	二九	二五	二七	商藥種
一七	一八	一八	一七	者製藥

二十九  
藥劑師及藥種商  
製藥者

三  
醫  
和  
醫  
印  
外  
國  
學  
校  
卒  
業

三  
產婆、看護婦

三〇六

### 三 特種營業者ト ラ ホ ーム 檢 診 成 績

本表ハ各署ニ亘リ例年検査ヲ施行セサルヲ以テ最近ノ検査ニ依リ括弧

三傳染病

三種痘成績

三〇八

# 三言 藥品巡視成績

巡視スベ キ箇所數	巡視シタ ル箇所數	不良藥品
一、九三六 九七九	一三九 三九八	一五三 三三〇
箇 所 數	個 數	規則違反
告發シタ ルモノノ付シタルモノ	說諭處分ニ	
一一一		

# 三 飲料水檢查成績

衛生



二〇

傳染病院及隔離病舍

三一二

病院數	患者收容定員	傳染病院	
		病舍數	患者收容定員
元七六	四九三	一九四	一九四
五四四	五〇五	二一五	二一五
三三三	四九三	一九四	一九四
二三三	二三三	一九四	一九四
一五五	一五五	一九四	一九四

二一 市町村傳染病豫防費縣費補助額

市町村數	縣費補助	豫防費	
		輔助市町村傳染病 豫防費 (前年度)	輔助市町村傳染病 豫防費 (前年度)
二六	三一、四五五	三一、四五五	三一、四五五
三九	三六、五八五	三六、五八五	三六、五八五
一九	四九、六五九	四九、六五九	四九、六五九

縣費補助額

昭昭昭  
和和和  
十十十  
一二三  
年年年

二五二	三五五	總數	製造
一五五	一五五	師藥劑	製造
一四五	一四五	獸醫師及 條法第二十四 條ノ營業者	營業者
一三九	一三九	法第二十五 條ノ營業者	請賣
一三三	一三三	請賣	行商
六六六	六六六	販賣	販賣
二二五	二二五	戶數	製造
一七〇	一七〇	價額	製造
三〇六六〇	三〇六六〇	四五、二五〇	

(衛生)

三一三

警

察

民衆保護の任にある

警察官吏が六百名

## 概 説

### 警察職員

警察部及縣下十二警察署の昭和十三年末現在に於ける職員總數は七三八人(兼務七人を含む)にして前年に比し七二人の増加を示した。

### 警察官對現住戸口

縣下十二警察署に屬する巡回の總數は四九二人(内巡回部長六八人)にして、之が一人に對する現住戸數は三一六戸、現住人口は一、七六七人に當り一方里〇二に對し一人の割合である。

### 火 災

昭和十三年中に於ける火災度數は一八七件にして前年に比し一六件の増加を示した。而して罹災世帶數は二五八(全焼一九二、半焼六六)にして全焼家屋三六七(住家一七七、非住家一八〇)、半焼家屋九〇(住家四五、非住家四五)、其の損害見積價額は二九七、二三二圓にして、前年に比し七六七〇四四圓の減少となるも、尙罹災世帶一戸當りの損害見積價額は二、九六一圓に當る。

尙出火を原因別に就て觀るごとく其の最も多いのは弄火三七件(前年二二件)、竈浴場の二五件(前年一八件)にして、火鉢、炬燵の二一件(前年二四件)、焚火の一七件(前年二三件)に亞き、雷火、不審火の一四件(前年九件)等を其の多きものとする。而してこれを月別に觀るごとく一月及二月の二九件最も多く、四月及十二月の二一件、十一月の一六件、六月及三月の一五件を其の多きものとする。七月の七件が最も少いものである。山林原野の火災度數は六六件にして前年に比し三〇件を増加し、其の損害見積價額は二七、九〇七圓にして前年に比し二〇、八一四圓の減少を示した。而して發火原因は焚火の二五件、吸殻の一一件、弄火の七件が其の大部を占めてゐる。

**工場法適用工場** 昭和十三年十月一日現在に於ける工場法適用工場は二、二三一にして前年に比し六五を増加し之が種類別は雑工場の六七四(前年六二八)最も多く、飲食物工場の二一一(前年二二六)、機械器具工場の一四〇(前年一三〇)之に相亞き、染織工場の九九(前年八六)、化學工場の六二(前年五三)、特別工場の四五(前年四三)の順位である。尙職工總數は二六、六四六人(男一四、六七一人、女一一、九七五人)人にして、前年に比し六三六人の増加を示してゐる。而して職工數の最も多いのは化學工場の一七、七四三人(前年一八、二八六人)、雑工場の四、一七三人(前年三、〇八八人)之に亞き、染織工場の三、四二二人、機械器具工場の五五七人、飲食物工場の五一六人、特別工場の二三五人の順位である。

**自動車運轉者** 昭和十三年末現在に於ける運轉者總數は二、〇一四人(内女運轉者二人)にして、尙本年中の志願者數は九五二人にして、内免許を附與せしもの數は三五五人、事故其の他により免許を取消したるものは一〇人となつてゐる。

**犯罪** 昭和十三年中本縣に於ける犯罪發生件數は一三、三七六件、又檢舉件數は一二、二〇五件にして前年に比し發生件數二一五件、檢舉件數七四七件の増加を示した。而して發生件數の中最も多いのは竊盜罪の四、一九九件(前年に比し四四一件増)にして縣令違反の二、一六六件(前年に比し一、〇三一件減)其の他法令違反の三、〇三五件(前年に比し一、〇九九件増)、詐欺罪の一、二二二件(前年に比し一〇〇件減)、警察犯處罰令の四四二件(前年に比し二一件減)、業務上横領罪の三七七件(前年に比し八五件減)等を多きものとして其の他は概して智能的犯罪多きを見る。

### 三三 警察職員配置ノ一 (警察部) 年末現在

	總數	技手						屬 警部	補 警部	部長	巡査	其ノ 他
		警察	警視	技師	衛生	警部	衛生					
昭和十三年	一八一	△× 八六	一 ×	一 ×	一 △	四 △	△ 五	二〇	一〇	七 ×	一 △	六 三
昭和十二年	一三三	△ 六五	一 ×	一 -	一 △	三 △	六 五	一〇	一〇	七 ×	一 △	六 三
昭和十一年	一五二	△ 六八	一 -	一 -	一 △	四 △	六 五	一〇	一〇	七 -	一 △	六 三

表中×印ハ兼務者△ハ屬兼警部ナリ以下二表亦同ジ

### 三四 警察職員配置ノ二 (警察署) 年末現在

(警察)

警察官吏勤續年數	(年末現在)	署警察	總數	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查其ノ他	派出所	駐在所
昭和十一年	三	×	四六六	二	三	一	三	三	二	五
昭和十二年	三	×	四八一	三	三	一	三	三	三	一
昭和十三年	三	×	五三三	三	三	一	三	三	三	一
昭和十一年	未一 滿年	二	八二	二	二	一	二	二	一	一
昭和十二年	未二 滿年	三	八四	三	三	一	三	三	二	一
昭和十三年	未三 滿年	二三	九〇	三〇	一九	一九	九九	九九	三〇〇	一三五
昭和十一年	未四 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	八二	一三五
昭和十二年	未五 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九一	一三五
昭和十三年	未六 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九三	一三五
昭和十一年	未七 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九五	一三五
昭和十二年	未八 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九七	一三五
昭和十三年	未九 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五

昭和十一年	未一 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九五	一三五
昭和十二年	未二 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九七	一三五
昭和十三年	未三 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十一年	未四 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十二年	未五 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十三年	未六 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十一年	未七 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十二年	未八 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五
昭和十三年	未九 滿年	一四九	一四九	一九	一九	一九	一九	一九	九九	一三五

### 三六 巡查志願者及採用者年齡

志願	總數	二十五年未滿	三十一年未滿	三十五年未滿	採用
五三九	七七三	二四〇	二七六	三一〇	二五
三四九	七七七	二四五	二七一	三一〇	二五
三四九	七七七	二四六	二七一	三一〇	二五
三四九	七七七	二四六	二七一	三一〇	二五

### 三七 採用巡查教育程度

卒業	大學	中等學校	專門、高等學校	中途退學	總數
一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一
一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一
一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一
一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一

昭和十一年  
一二三年  
警察

七七〇

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

昭和十一年  
一二三年  
警察

七七一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

昭和十一年  
一二三年  
警察

七七二

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

昭和十一年  
一二三年  
警察

七七三

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

一三一

# 二三 採用巡查職業

昭和二十一年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
八二四	七〇六	七〇三	七〇一	六九九	六九五	六九一	六八九	六八五	六八一	六七九	六七五	六七一	六六九	六六五	六六一	六五九	六五五	六五一	六四九
無業	他其	通業	通信	交業	水業	商業	工業	農業	會社	銀行	公務	總數	一七七〇	一六六	一七一	三一三	三四七	三四七	一七一
八二四	七〇六	七〇三	七〇一	六九九	六九五	六九一	六八九	六八五	六八一	六七九	六七五	六七一	六六九	六六五	六六一	六五九	六五五	六五一	六四九

二三九 警察官吏年齡（年末現在）

二  
工場法適用工場  
(十月一日現在)

昭和二十一年		昭和二十三年		昭和二十三年		昭和二十三年	
工場數		職工數		工場數		職工數	
機械器具工場	工場數	職工數	男	工場數	職工數	男	總數
三三六	四六七	五五七	一三四	一〇〇	一四〇	一〇〇	一一四
三四三	四六二	五六四	二九三	二〇三	二六六	一六一	二三一
工場數	總數	職工數	男	工場數	總數	男	總數
化學工場	工場數	職工數	男	工場數	總數	男	染物工場
五三三	一七、七四三	八、二八六	一八、三二一	五八九	三、四三	一五六	二一九
三四三	一九、七四三	八、一八二	八、四一四	二七四	二七四	二七四	二一六
工場數	總數	職工數	男	工場數	總數	男	職工數
機械器具工場	工場數	職工數	女	工場數	職工數	女	職工數
三三六	四六七	五六四	一三四	一〇〇	一四〇	一〇〇	一一四
三四三	四六二	五六四	二九三	二〇三	二六六	一六一	二三一
工場數	總數	職工數	女	工場數	總數	女	職工數

(警  
察)

昭和二十一年年月日

西				
提燈	二二三	一七八	總數	
乾燥場	五一五	元六五	浴窓場	
品油類藥	四五五	三八三	煙筒	

度數		
元五 一四二	弄火	鉢、 爐炬
四、 六、 九、 〇、 一、 八、 七、 四	山 林	面燒 積失
二、 六、 九、 七、 九、 〇、 一、 六、 内、 額害		價被 額害
度數		
元三毛 一三三	燈神 明佛	洋燈
六一九	焚火	火取 灰消
元三七 一三三		滅灰壺
六二八	放火	蠟燭
八九四	不雷 審火	吸殼
元四三 一四三	其ノ他	不殘 始末灰
九一四		

昭和昭和昭和  
十一年一二三  
年年年

		飲食物工場		工場數		工場數		工場數	
		職工數		總數		總數		職工數	
		男	女	男	女	男	女	男	女
火災		二三一	二四二	二三五	二五六	二二六	二三六	二二二	二三三
		一〇四	一〇四	一四五	一四五	一四四	一四五	一四四	一四五

		工場數	雜工場	職工場	工數
二、三五	一、八〇六	六四二	一三、一三八	三、六六三	九、四九三
一、八、七	一、八〇六	六七四	一三、一七三	三、五三六	四、四五五
二、三五	一、八〇六	六二八	一三、一八三	三、六三六	四、四七七
建燒	坪失	工場數	總數	男	女
不八死 行傷 明衛又	金見損 額積害	工場數	總數	男	女
三二六	一、二九七、 二八〇、 一〇六四、 二七六	工場數	總數	男	女

# 二 林野火災原因

林野火災原因

二七 遺失物及拾得物

未成年者喫煙禁止法及飲酒禁止法違反

(醫  
察)

昭和二十一年年十二月

昭和二十一年年譜

昭和十三年

昭和十三年

件數	貨幣	物目	遺失者へ還付
八三〇	一〇、一四三円	一、一二九七一	
七〇四	六、四二三	一、〇三二	
七四〇	六、四五九	一、一〇一	

貨幣	件數
一九、六二五	二、二、二
一六、〇二四	一八五
一四、一〇一	一七二
一四、一〇一	二、二、二

拾得者二下付	貨幣	物品	件數
三、六三五圓	一、八七八個	一、二六六	九九三
三、〇四一	一、八七二	一、一、八七二	一、一三七
二、二五九	一、一、八七二	一、一、八七二	二、〇五五

物 品	二、六、二、一七〇個
件 數	三、三一〇四一三四九二二、三〇四

		件數	國庫歸屬
一八九三〇	六九四	貨幣	
二八八八	四九九	円	物品
一、〇七七	五五五	個	
	一四〇		

指得物  
貨幣  
物品

二八

未成年者喫煙禁止法及飲酒禁止法違反

(醫  
察)

三二五

昭昭昭  
和和和  
十十十  
一二三  
年年年  
(警察)

### 二〇 交通事故

四〇六三八	總數	
三六二	鐵道	
二三六四	自動車	
二八元	自轉車	
四三二	車自轉別	
三二七	車荷牛	
七一三	荷車	
元五二	他其ノ	

四〇五六三	者志年數頤内	
三四四七	免許數内	
三四四七	現年在末	
三四五三	者志年數頤内	
五六九三	免許數内	
五六九三	取免年消數許内	
一一九六六	現年在末	

特殊免許

小型免許

現年在末

二二、六二一三	總數	
七〇	願年內數	
一六四五	免許數内	
九八〇	數許年內消免	
一、一、四三〇	總數	
一、一、四三三	年未現在	
一、一、四三三	其他	
五五二	轉女者運	

昭昭昭  
和和和  
十十十  
一二三  
年年年

### 二九 自動車運轉者

(兵役關係ノ  
者ヲ除ク)

九六〇	總數	
九八二	說謠	
一、七〇〇	沒收器具	
一、六九五	總數	
一、六九五	說謠	
四二四	沒收器具	
一、一五	科料	

喫煙禁止法違反

飲酒禁止法違反

科料

三二六

三二六

三二六

昭和十二年十一月一日

(醫  
察)

健康保險法適用工場、礦山、事業場別  
被保險者ノ一 (政府管掌)

八百川流

事 故 別

## 健康保險法適用工場、鑛山別被保險者ノ二 (健康保險組合管掌)

健  
康  
保  
者  
ノ  
二

適用工場、鞍山

昭和十二年年度

西北南宮 總  
諸諸那 崎  
縣縣珂 數  
郡郡郡郡

延都宮	西東兒東
岡城崎	臼臼 諸 杵杵 湯 縣
市市市	郡郡郡郡

二二四三七二

一一、一〇三〇三  
一一、二八六  
一一、四九七  
一一、一三三

一、七六七  
九八二〇七五  
一九三一四四八

二三六  
三〇九  
七八一  
一八三  
一六三  
一〇六  
一一八

者ノ二		健康保険法適用工場、鑛山別被保險者	
		(健康保険組合管掌)	
工場數	被保險者	總數	
工場數	被保險者	染織工場	
工場數	被保險者	化學工場	
工場數	被保險者	鑛山	

工場數	被保險者	總數
五六六	二、八四四 三、〇五一	三、四二一

染織工場

化學工場

———

工場數  
被保險者  
礦山

工場、礦山、事業場數  
二三八九

總數  
九、九四四

男 セ、六三

二、三〇八 女

(警  
察)

議

會

選舉資格の有權者(衆議院議員)

百に對して二十人

貴族院多額納稅者議員

衆議院議員  
住 所  
南那珂郡福島町

(議會)  
西諸縣  
那珂郡  
小林町  
南那珂郡  
岡崎市  
油津市  
延岡市

三曾曾  
鈴伊陣  
木浦木  
憲太重  
虎太岩  
雄貴郎  
吉男

竹下豊  
次名

歷代縣會議長

三三四

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	柿	月	大	荒	兒	渡	山	溫	吉	坂	吉	氏	名	當選年月
四	四	三	二	三	二	三	一	一	四	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	明治	八年八月	
四	四	三	二	三	二	三	一	一	四	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	當選年月	二年二月	
四	四	三	二	三	二	三	一	一	四	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	在職	六年二月	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	代數	十二代	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	氏	名	當選年月
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	在職	四年二月	

會議員

議席順

(副議長)

宮	宮	北	宮	南	都	宮	延	宮	住	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	柿	月	大	荒	兒	渡	山	溫	吉	坂	吉	氏	名	當選年月	
崎	崎	崎	崎	那	白	杵	城	岡	崎	四	四	三	二	三	二	三	一	一	四	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	在職	四年二月	
(議會)	市	村	市	町	村	市	市	市	市	四	四	三	二	三	二	三	一	一	四	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	在職	四年二月
三	三	五	石	齊	新	荒	日	福	坂	岩	小	柿	月	大	荒	兒	渡	山	溫	吉	坂	吉	氏	名	當選年月								
神	藤	穗	川	高	田	口	切	田	原	啓	虎	龜	岩	源	今	伸	彦	政	太	吾	一	翁	吉	次	生	一	正	郎	名	當選年月			

議席順氏

二十二番  
二十一番  
十九番  
八番  
七番  
六番  
五番  
四番  
三番  
二番  
一一番  
二十番  
十九番  
十八番  
七番  
六番  
五番  
四番  
三番  
二番  
十一番  
十番  
九番  
八番  
七番  
六番  
五番  
四番  
三番  
二番  
一一番

所

兒湯郡都於郡村  
南那珂郡北郷村  
東白杵郡門川町  
延岡市  
兒湯郡都農町  
延岡市  
兒湯郡妻町  
延岡市  
東白杵郡東郷村  
西諸縣郡飯野村  
南那珂郡福島町  
西白杵郡岩戸村  
東白杵郡富島町  
西諸縣郡西岳村  
都宮崎郡赤江町  
都宮崎郡城田町  
都宮崎郡田野村  
南那珂郡細田村  
北諸縣郡高原町  
西諸縣郡三股村  
西諸縣郡小林町  
北諸縣郡西岳村  
都宮崎郡赤江町  
都宮崎郡城田町  
都宮崎郡田野村  
南那珂郡細田村  
北諸縣郡高原町  
西諸縣郡三股村  
西諸縣郡小林町  
北諸縣郡西岳村  
都宮崎郡赤江町  
都宮崎郡城田町  
都宮崎郡田野村  
南那珂郡細田村  
北諸縣郡高原町  
西諸縣郡三股村

綾甲吉秋奈永渡甲山坂長  
斐松丸須玉友部斐本本友  
市徳忠秀恭熊善喜又忠  
次嘉繁伊佐圭貞正由  
太郎左工滿利茂三康一雄

月野竹甲有津安太松森  
野祐井斐田馬山田下  
嘉繁伊佐圭貞正由  
久滿利茂三康一雄

三十二番  
三十一番  
三十番  
二十九番  
二十八番  
二十七番  
二十六番  
二十五番  
二十四番  
二十三番

西諸縣郡小林町  
北諸縣郡西岳村  
都宮崎郡赤江町  
西諸縣郡飯野村  
南那珂郡福島町  
西白杵郡岩戸村  
東白杵郡富島町  
西諸縣郡西岳村  
都宮崎郡赤江町  
都宮崎郡城田町  
都宮崎郡田野村  
南那珂郡細田村  
北諸縣郡高原町  
西諸縣郡三股村



露光量違いの為重複撮影

財

政

現住各戸の負擔する

稅額凡そ六十三圓

昭和昭和年年  
十二三

	會數	明會
一一九	定員	議員
三九〇	現員	
三七八		
三八四		
三九〇		
三七六		
三七九		

三〇

# 露光量違いの為重複撮影

財

政

現住各戸の負擔する

稅額凡そ六十三圓

昭和二十一年年

市町村會	
議員	現員
三三三	定員
二二二	議員
二二九	現員
町會	
元元元	定員
元元元	議員
元元元	現員
村會	
一、一、一	定員
一、一、一	議員
一、一、一	現員

## 概 説

### 經 費

昭和十三年度國庫支辨の縣經費は六、二〇四、五七〇圓にして內經常部二、六二四、七二二圓、臨時部時部三、五七九、八四八圓なり。之を前年度に比較するさ經常部に於て七三四、九一五圓、臨時部に於て九一五、五七三圓の増加を示した。

本年度縣經費は歲入總額一〇、九八七、六五八圓、歲出總額一〇、五九七、〇六一圓にして之を前年度に比するさ歲入に於て五八〇、八七四圓、歲出に於て七八二、一五七圓の増加を示した。

市町村費は歲入一一、二二〇、一一九圓、歲出一〇、〇三三、八一三圓にして前年度に比し歲入に於て一、三六五、二一七圓、歲出に於て一、〇一二、五九四圓の増加を示し又水利水害豫防組合費は歲入一〇〇、八五〇圓、歲出七八、二〇一圓にして前年度に比し歲入に於て七、一二七圓を増加するも歲出に於ては一三、七三四圓の減少を示してゐる。

諸稅負擔 昭和十三年度直接國稅總額は一、八二九、九一圓(賦課額)、縣稅二、八〇一、九二三圓(賦課額)、市町村稅四、九四五、一一八圓(賦課額)、水利組合及水害豫防組合費二一一、四四四圓(賦課額)にしてこの一戸の負擔額は直接國稅一一圓七八錢、縣稅一八圓五錢、市町村稅三一圓八五錢、水利、水害豫防組合費一圓三六錢、總額六三圓四錢にして前年度に比し九四錢の増加を示した。

(財政)

二六〇 租稅外國庫收入

	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度
額	四七、五七	四九、四八	三六、六三
部額	三一、一〇	三六、六三	二九、〇四
常時	四六七、三八	四六七、三八	四六七、三八
總經臨	六〇三、七七	六〇三、七七	六〇三、七七

二六一 國庫支出縣經費

	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度
額	二、九三、三一	四、五五、〇三	六、三〇、五七
官費	一、六四、六六	一、八八、八〇	二、六四、七三
國幣社費	三六八、〇三	三九八、九九	三九八、九九
國幣社例祭費	一〇、八五	一〇、八五	一〇、八五
國幣社料費	六〇	六〇	六〇
總額	三八九	三八九	三八九

	總額	總額	總額
內	三六九	三六九	三六九
官費	三六九	三六九	三六九
國幣社費	三六九	三六九	三六九
國幣社例祭費	三六九	三六九	三六九
國幣社料費	三六九	三六九	三六九
總額	三六九	三六九	三六九

(財政)



省	五、三四二	四、八八〇	三、四〇〇	二、六〇二	一、四五七	零
港灣修築費補助	一五〇,000	100,000	五〇,000	三十,000	一四五,二八〇	零
災害復舊其他諸費	一一〇,一八三	一一〇,四四九	一一〇,七二九	九八,八六五	一一〇,八四六	零
借入金利子補給	一一〇,一八三	一一〇,四四九	一一〇,七二九	九八,八六五	一一〇,八四六	零
中小河川改良助成	九八,四一八	九八,四一八	九八,四一八	八四,四七五	一八五,四三五	零
地方港灣改良助成	一四,四〇〇	一四,四〇〇	一四,四〇〇	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	零
費地費	一	一	一	一	一	零
防空監視費補助	七,六九五	八五〇	六六,七八五	五四,九九一	一六,八〇五	一
地方費補助	一	一	一	一	一	零
治水事業費	一	一	一	一	一	零
臨時地方財政援助	一、九一七,八三三	一、五三五,六七五	一、九一七,八三三	一、五三五,六七五	一、九一七,八三三	零
諸政及地方自治振	一	一	一	一	一	零
興費	一	一	一	一	一	零
國民精神總動員諸	一	一	一	一	一	零
費	一	一	一	一	一	零
臨時事務費	五,九五六	五,四四七	三,五八二	二,四三五	一,五六八	一
石油消費規正諸費	一四,九二六	一	一	一	一	一
防空施設費補助	七,六八九	五二九	一	一	一	一

昭和九年度

三四八

昭和十一年度

昭和十二年度

昭和十三年度

科

物價調整及貯蓄獎勵費	一、七六三
警察費	八、七〇〇
時警費	七、六四六
物資配給消費統制費	一、六三四
物價調整費補足	三、二五一
其 他	一

農林省管時目

總額	一〇四、〇八〇
森林治水事業費	七、五四三
家畜傳染病費	一三、八九二
調查及研究費	四、七六八
農民有林振興費	一、三五七
產業獎勵費	一八、三七三
農村經濟更生施設費	五、七一八
其 他	一

昭和十一年度

昭和十二年度

昭和十三年度

科

河水統制調查費	九〇
農村應急施設費	五四四
農業保險實施準備費	二五〇
農地關係調查處理費	三四八
普通教育臨時施設費	一
思想指導臨時施設費	一
臨時調查費	三、七六
國民精神總動員費	一六七
其他	一
總額	一
補助費	一
傳染病豫防費	一
臨時軍事援護諸費	一
厚	一

(財政)

三四九

	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和九年度	昭和十年度
軍人援護事業助成費	一六六、二八三	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇
衛生事業諸費用	一〇〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
協和事業費用	一九五	一九七	一九七	一九七	一九七
特殊疾病豫防諸費用	九五	九七	九七	九七	九七
醫師及藥劑師其他技能登錄諸費用	八九	九一	九一	九一	九一
職業紹介事業費用	一九、〇五三	一九、〇五三	一九、〇五三	一九、〇五三	一九、〇五三
傷痍軍人保護費	四五五、〇一四	四五五、〇一四	四五五、〇一四	四五五、〇一四	四五五、〇一四
職業紹介事業諸費用	九、六七一	九、六七一	九、六七一	九、六七一	九、六七一
傷痍軍人保護費補足	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四	一、八〇四
臨時失業對策諸費用	六、四四二	六、四四二	六、四四二	六、四四二	六、四四二
勞務者統後生活刷新諸費用	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
國民登錄諸費用	一一、四九六	一一、四九六	一一、四九六	一一、四九六	一一、四九六
其 他					

科	昭和十一年度	昭和十ニ年度	昭和十ニ年度	昭和十ニ年度
賀縣庫	一、八三三、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇	一、八三三、〇〇〇
特會計	七三〇、〇三八	五二八、八一八	七三〇、〇三八	七三〇、〇三八
株式配當金	八三、一八三	一四六、八六六	八三、一八三	八三、一八三
特別會計繕入金	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
恩賜金	七〇一、七〇一	三、三五〇	三、三五〇	三、三五〇

## 二六三 縣歲出(決算額)

科	昭和十ニ年度	昭和十ニ年度	昭和十ニ年度	昭和十ニ年度
總額	一〇、五九七、〇一四	九、八一四、九〇四	一〇、六〇八、九三九	一〇、〇三九、七九六
警察廳舍修繕費	四、二一七、九八〇	三、八四〇、一四五	三、六七一、一五〇	三、二九二、一九一
警察廳舍修繕費	七三五、五三〇	七三五、五三〇	六六三、六九三	六三五、四九二
總額	六、一二〇	五、三〇一	三、五五三	三、四一八

常	經	土	衛	社	縣	勸	教	縣	財	縣	衆	會	木	議	諸
(財政)	方改良	稅取報	公業報	事業報	教育報	社會報	會議員報	職員報	救護院	少年院	社會會	廳舍修繕費	會議員選舉費	職員選舉費	公業費
統計	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
地	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費

常	經	土	衛	社	縣	勸	教	縣	財	縣	衆	會	木	議	諸
(財政)	方改良	稅取報	公業報	事業報	教育報	社會報	會議員報	職員報	救護院	少年院	社會會	廳舍修繕費	會議員選舉費	職員選舉費	公業費
統計	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
地	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費

科	目	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十 年度	昭和九 年度
部	運動場費	二、〇六六 四	二、一三七 四	九三八 四	五、二二六 五、六六〇	五、二九五 五、六六〇
	史蹟名勝天然記念物費	九、七七七 七、三一〇			二、五二六 二、五二六	二、六六五 二、六六五
公會堂費	二、一四九 三、九八五		二、八七四 二、八七四		三一、七六九 三一、七六九	三六、七六六 三六、七六六
都市計畫地方委員會費	六、九八七 三五				三三、〇六六 三三、〇六六	二五、四二九 二五、四二九
選舉獎費						二六、七六六 二六、七六六
其他費						
額	六、三三五、〇八一	五、九七〇、八二三	七、一九七、七九九	五、三三〇、〇六五	六、七四五、九六五	五、一〇〇、〇六五
總	八、四六五 三八三、六〇四	二一、四七九 四九一、一七〇	四一、一一〇九 一三六、八三八	九三、〇三八 九二九、二九一	三六、五〇一 一、一一九、〇四二	三五、一〇九 一五二、五五四
警察廳舍建築費						
土木費						
市町村土木補助費	五〇、九五七 一〇六、八七二	三三、六三〇 二九、三三七	二九、三三七 一一四、九〇一	六九、二二八 一五二、五五四	二五一、六九二 二三八、三五六	二四、九四〇 七四、七四〇
教育費	六五、四四〇 四五七、五三九	六六、四四〇 三九二、八六九	六六、四四〇 三三六、六六七	六六、四四〇 二七七、七六八	六六、四四〇 二二六、二二九	六六、四四〇 二二六、二二九
勸業補助費	一〇九、九三五 一一八、四〇〇	一一九、一九九 二九八、七五九	一一九、一九九 二九八、七五九	一一九、一九九 二九八、七五九	一一九、一九九 二九八、七五九	一一九、一九九 二九八、七五九
臨						

昭和十三年度

昭和十二年度

昭和十一年度

昭和十年度

昭和九年度

青年團補助費	一、五〇〇円	一、三〇〇円	一、八〇〇円	一、二〇〇円	一、三〇〇円
衛生輔助費	八、八六七	七、四九四	八、九九六	八、九九六	八、一六九
稅取扱費	一、〇〦〇	一、〇〦〇	一、〇〦〇	一、〇〦〇	一、〇〦〇
消防協會補助費	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
町村長會補助費	一、七二三	一、七二三	一、七二三	一、七二三	一、七二三
助費	一〇四、七〇六	一〇四、七〇六	一〇四、七〇六	一〇四、七〇六	一〇四、七〇六
母子保護費	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
災害應急農業土木補助費	一、九七〇	一、九七〇	一、九七〇	一、九七〇	一、九七〇
市町村借入金利子補助費	三、二七五	三、二七五	三、二七五	三、二七五	三、二七五
雜費	四、三〇九	四、三〇九	四、三〇九	四、三〇九	四、三〇九
事變應急施設補助金	一、九四一	一、九四一	一、九四一	一、九四一	一、九四一
兵事諸費	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇
日向觀光協會補助費	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇
少年人教護院費	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
保建所建築費	三、〇〇九	三、〇〇九	三、〇〇九	三、〇〇九	三、〇〇九

## 部

農家調查費	事變應急施設費	工藝指導所費	支那事變農地創設維持事業費	其ノ他	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
一、四四〇	一、四四〇	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九
四七一	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九	一、九九九
市町村稅	市町村稅	財產ヨリ	生スル收入	教育費國庫下渡金	三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇
總額	總額				三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇
全管	全管				三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇
市別	市別				三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇
昭和十二年度	昭和十二年度				三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇
(財政)					三九、二八八	一、一五五	一、一五〇	一〇六、九五〇

## 二四、市町村歲入（決算額）

緯收入	前越年金	繩越年金	國稅徵收交付金	交付金	昭和十二年度	昭和十一年度	昭和十年度	昭和九年度
一、二二四、八七〇円	八八、七六	一、一五九、九四二円	六四、九六七円	六四、九六七円	一、二二四、八七〇円	一、一五九、九四二円	一、一五九、九四二円	一〇六、九五〇円
三六七、三〇一円	三七〇、四三三	一、一五九、九三七、〇八四円	六三二、四八六円	六三二、四八六円	三六七、三〇一円	一、一五九、九三七、〇八四円	一、一五九、九三七、〇八四円	一〇六、九五〇円
六一五、九四二円	六一五、九四二円	一、一五九、九三七、〇八四円	六四、九六七円	六四、九六七円	六一五、九四二円	一、一五九、九三七、〇八四円	一、一五九、九三七、〇八四円	一〇六、九五〇円
九三七、〇八四円	九三七、〇八四円	一、一五九、九三七、〇八四円	七九、五一九円	七九、五一九円	九三七、〇八四円	一、一五九、九三七、〇八四円	一、一五九、九三七、〇八四円	一〇六、九五〇円



延都宮	西東兒東	西北南宮	昭昭昭
岡城崎	白白 諸 湯	諸諸那 崎	和和和
市市市	杵杵 縣	縣縣珂	十十十
	郡郡郡	郡郡郡	年年年
			度度度

(財政)

二六六

# 普通水利組合費歲入歲出

(決算額)

三六一

一〇五、〇六〇	郡
一、一七七、二八二	市
一、八六〇、八九六	別
八二八、三〇〇	
一、五五、五六二	
三〇、九一八	
四〇、四五〇	
四六、五一三	
三七、七七一	
一、八、七八〇	
一、四七、五六二	
五一、五〇六	
一、七一、七四四	
一五四、七〇四	
一、五五、八五八	
八二三、五五五	
一、九六、五七二	
一、六〇二	
一、九六、五六五	
一、九六、五七二	
一、九六、五七二	
一、九六、五七二	
一、九六、五七二	

昭和十二年度	三〇一、〇六二	四八四、一九二	三五二、四三一
一九七九年八月一〇	三四、七一六	六五、八六〇	一二、二二三

二二二、四六〇  
二九一、一四七  
二三九、九三五  
二四、四六三  
三四、四二九  
二五、〇四二  
二八、三三八  
一〇、四一〇  
二八、六四一  
三〇、一七〇  
一七三

三五—〇 八—九二

五九、〇〇三	五七、一八〇	五二、三七九
一、三、七九五	六、四三八	二〇、二〇三
九二二	二二三	三、八一四

— 725 —

三二四、二九二  
〇三三、九六〇  
五四五、一六七  
五八、四八〇  
八二、七七八  
七九、五八一  
九五、一四二  
四大、三八七  
九七、九六五  
九九、二四七  
七七、六四五  
八五三、七四〇  
四九六、四三八  
三三六、八八九

延都宮 西東兒東 西北南宮

岡城崎 白白 湯 杵杵 諸諸那 崎  
縣 縣 縣 縣

## 市市市 郡郡郡 郡郡郡

總額	役場費所別	土木費	教育費	衛生費	勸業費	基本財產費
郡	市	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度	造成本費
全及負擔稅	六一二、一八〇 円	六一九一、五〇六	六一九一、五〇六	六一九一、五〇六	六一九一、五〇六	六一九一、五〇六
管公債費	一一四、六九一 円	一一四、六九一	一一四、六九一	一一四、六九一	一一四、六九一	一一四、六九一
雜支出	二三、五六〇 円	二三、五六〇	二三、五六〇	二三、五六〇	二三、五六〇	二三、五六〇
補助費	二六八、八五〇 円	二六八、八五〇	二六八、八五〇	二六八、八五〇	二六八、八五〇	二六八、八五〇
改地貢費方	二〇六、三五一 円	二〇六、三五一	二〇六、三五一	二〇六、三五一	二〇六、三五一	二〇六、三五一
其ノ他	三、九三六 円	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六	三、九三六

三六〇

延都宮	西東兒東	西北南宮
岡城崎	白白 湯 杵杵	諸諸那 崎 縣縣珂
(財政)	市市市 郡郡郡	郡郡郡

(財政)

昭和十二年年度

管別	一、六四四、九三三	一、五七六、八五六	一、八二九、九二一	全
市	一、六四四、九三三	一、五七六、八五六	一、八二九、九二一	全

昭和十三年度  
四、九三三、八四一〇〇  
四、九四五、二一八  
四、九一二、三三六  
四、五三一、五八四

三一、四四四四叫

四

四

六 諸稅負擔額

(賦課額ニヨル)

三

昭和二十一年度

一、三、七、九、八、五、一  
六、六、五、九、二、七、一

一五七

一六六八九二  
六四一八三五三

一九五

三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十

六七 水害豫防組合費歲入歲出

(決算額)

昭和十二年年度

一二二、大三二 四  
八七、〇九九  
七九、二七六  
  
四八、七五一 四  
四一、大四六  
二七、三四四  
  
五、二一九 四  
八、三九〇  
二、八九六  
  
九、六四〇 四  
八、一九〇  
一三、三八六  
  
五九、〇五二 四  
二八、八七三  
三五、六五〇

八七七  
二五一  
一五三〇九  
一九八七九四

三

三一  
四



其特雜	營家礦	營特地	總
別種	業屋業	業別地	租
稅稅	稅稅稅	收益稅	地附
戶附	附附附	稅附加	附
諸數加	加加加	附加加	加
稅割稅	稅稅稅	稅稅稅	額

財政

二三  
市町村  
種

(收入濟額)

## 都市計画特別税 營業収益割

一、四六

三三三

二、九六九

一一三

一八八五

六、六五

八九、一六一  
四

六三、七四七  
三四、〇一五  
一一、七〇七  
三一、二二七  
三三、四〇三

五二、七五三  
四九、二五九  
一四、六九二  
九五、八二〇  
三七、三一八

三九、七四八

地雜營所鑛  
租種附益稅附  
加附加附加稅稅  
稅稅稅稅稅稅

三一、一三一  
三五、〇八〇

一〇、八三五四

四四、七六八  
一二、〇八四  
五三、八〇八  
六九、七六二  
三、九五三

三一、五五七  
〇八、四四八  
四九、四四九  
七〇、九七九  
三、五六六

八〇、九一九  
四九、〇四〇  
二八、六二五  
五一、七六六  
四、二八八

## 二七 市町村税滞納

昭和十二年度  
昭和十一年度

昭和十年度  
昭和九年度

昭和八年度

其營特地 總  
業別租  
稅稅附  
他戶附  
諸加數 加  
稅稅割稅 額

昭和十二年度 昭和十一年度

昭和十一年度	六五五、〇六六	円
昭和九年度	六八三、七七一	円
昭和八年度	四五、九〇五	円
昭和七年度	三八三、九六三	円
昭和六年度	一六、八三二	円
昭和五年度	三三七、〇七一	円
昭和四年度	四五、六六三	円
昭和三年度	三三九、一八五	円
昭和二年度	二一〇、四二八	円
昭和一年度	二四九、七九〇	円

昭和八年度

卷之三

(十一月一日現在)

昭和昭和年年一二三

五	縣	有	財	產
建	地	土	地	價
四、三	四、三	二、四	五、八	九
四、三	四、三	二、四	八、一	一、三
四、三	四、三	二、四	五、五	五、八
四、三	四、三	二、四	六、七	三、九
四、三	四、三	二、四	七、七	七、六
四、三	四、三	二、四	八、〇	四、八
四、三	四、三	二、四	八、三	六、七
四、三	四、三	二、四	九、六	七、六
四、三	四、三	二、四	八、〇	七、七
四、三	四、三	二、四	九、六	六、七
四、三	四、三	二、四	九、六	七、六
四、三	四、三	二、四	九、六	七、六
四、三	四、三	二、四	九、六	七、六

十一月一日現在)

其財產價額他

# 市町村基本財産

一 般 基 本 財 產							
總 額							
總 額							
價土 額地							
價建 額物							
證券							
現金							
特 別 基 本 財 產							
一 市 町 村 平 均							

一九八、〇九一  
一一五、一八八  
一〇五、二九四  
一四二二、六五五  
五、五七二、七六二  
五、五六、八三〇  
六、三三一、五七四  
六、六、〇三二、九三六  
七、五八三、八三三  
一三、五二〇  
八二八、三六一  
九八八、七三四

七六七、一五〇

東兒東 西北南宮  
白 諸 諸諸那  
湯 崎  
杵 縣 縣縣珂  
郡 郡 郡 郡 郡 郡

一、〇六五	一、〇六五	一、〇六五
二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一、九一九	一、九一九	一、九一九
二三二、一三一	二三二、一三一	二三二、一三一
七五六、七五六	七五六、七五六	七五六、七五六
四六〇、〇六九	四六〇、〇六九	四六〇、〇六九
三二九、九一八	三二九、九一八	三二九、九一八
五四六、四二四	五四六、四二四	五四六、四二四
八五三、六四一	八五三、六四一	八五三、六四一
六一四、七九七	六一四、七九七	六一四、七九七
三、〇一七、七一九	三、〇一七、七一九	三、〇一七、七一九
七四六、七五六	七四六、七五六	七四六、七五六
六七六、四四三	六七六、四四三	六七六、四四三
八七八、三九二	八七八、三九二	八七八、三九二
〇七三九、三九二	〇七三九、三九二	〇七三九、三九二
一八一、五六四	一八一、五六四	一八一、五六四

三六九	二四四 一五七 一八八六 一五八二	一〇七 一六九 七七 六二	二七三 五九八 六四九 九六八	六五 六三 三四一 大九	六四三 九五二 一二七 五六
	一三一 三九八 一六三	六三六 〇〇六 八四五	大三六 三四一 一二五	大五 六三 一二五	六四三 九五二 四八五
	七四〇 三三一	七四六 七四六	四八五 七四六	九五二 一二五	九五二 一二五

三六九

(財政)

二十六 地方債

延都宮	西東兒東	西北南宮
岡城崎	白白 諸 湯	諸諸那 崎
市	杵杵 縣	縣縣珂
市	郡郡郡郡	郡郡郡君

一、四五二、〇五七	一一九、五五七	一〇九、五五七	三〇五、〇一八·七	五九、五八七	一〇四、六九〇	六二五、一五六	四八六、四三三	五八、一七三	一二九、五五七	三七七、五四六	二八三、〇二三	五五六、九五〇	四六七、一四〇
一、四二一、一五〇	一一一、五五〇	一〇〇、〇〇〇	三一三、一〇六	四八、〇六三	三一三、一〇六	二三三、三六二	三、五〇〇	五二九、七二九	八六、九二〇	一五三、三七〇	二八九、〇一〇	一一九、三九九	三四四、一〇七
一、四二一、一五〇	一一一、五五〇	一〇〇、〇〇〇	三一三、一〇六	四八、〇六三	三一三、一〇六	二三三、三六二	三、五〇〇	五二九、七二九	八六、九二〇	一五三、三七〇	二八九、〇一〇	一一九、三九九	三四四、一〇七
一、四二一、一五〇	一一一、五五〇	一〇〇、〇〇〇	三一三、一〇六	四八、〇六三	三一三、一〇六	二三三、三六二	三、五〇〇	五二九、七二九	八六、九二〇	一五三、三七〇	二八九、〇一〇	一一九、三九九	三四四、一〇七

一、四三六  
二、五四  
大三  
一、七、一、  
六、八、九、  
〇、三、二、  
一、一、〇、四、

君市別

THE JOURNAL OF CLIMATE

昭和二十一年度

四、五五九、二六四  
八、三九五、一五八一  
八、〇五九、八四九  
四  
  
二、六二三、三五九  
二、一八四、六四二  
二、一九二、一二三  
四  
  
一、九一二、四〇〇  
六、一八二、四八八  
五、八六六、五二七  
四  
  
七八〇  
七八〇

四  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十

三

三

延都宮  
岡城崎  
市市市

露光量違いの為重複撮影

官公吏及文書

文書加士七種

發送文書加三十五萬

## 露光量違いの為重複撮影

官公吏及文書

受附文書が十七萬  
發送文書が三十五萬

發送文書が三十五萬

二十九 縣官吏職員

(昭和十三年十二月三十一日現在)

官員	總數	人數	俸給年額
總書記官	三	一	一、二五、三七四
數官	四	四	四、六五
事官	七	一	一、五
務官	四	一	一、五
學官	五	一	一、五
警視	五	一	一、五
方官	五	一	一、五
小作官	三	一	一、八三〇
技師	一	一	一四、一四〇

遇 待 任 奏

官  
總道地學地學地社體社  
會方校力方方路  
木育商事衛統營農農  
疫主育工業技生計繕工林林  
主主主主主主主  
醫事事事事事事事數職

三

一一一 一二五一 一一五六 四三二四一三 六

云  
市  
町  
村  
吏  
員

(十二月三十一日現在)

昭和十一年

昭和十二年

昭和十三年

表中報酬及給料八年額卜入

(官公吏及文書)

二八  
受發文書

三七六

		總務部		人事課		統計課		庶務課		地方課		會計課	
		知事官房		秘書係		文書係							
昭和十三年	四、六〇八	二八、六二一	四、三六八	二八、九六〇	一五、四六九	一三、七六七	四、四〇六	八五、〇六九	七二、五一四	一四、三一三	一二、五〇五	九、五五四	一一、八三〇
昭和十二年	九、二四六	二三、八三〇	一一、〇七五	九、一〇六	一六、〇五八	一〇、八七六	三、二六一	七六、九八五	三六、七六四	一六、五三七	一九、一五三	一五、六九六	六七、二五四
昭和十一年	九、九三三	二〇、七五五	三、七八七	七、七八〇	一八、六〇〇	七、五五八	二、一九九	八五、〇六九	七二、五一四	一四、三一三	一二、五〇五	九、七六七	一一、八三〇
昭和十年	一、五二七	一、五七	一、九七九	二二、四七六	四、五八〇	九、五五四	一一、八三〇	三、四二六	一、三五七	二、二〇九	二、〇八一	二、七九六	一、三四一
昭和九年	一、五九〇	一、三四	一、三四一	一五、〇六七	三、四二六	一三、九六六	二、一八三	一、三五	五九〇	一、二七五	二、二〇九	二、七九六	一、三四一
昭和八年	一、四七	一、〇四	一、〇四	五、六三三	六、九五九	一五、一八三	一、五七〇	一、四九	二、九一七	二、二〇九	二、〇八一	二、七九六	一、三四一
昭和七年	一、三五八	七四四	七四四	一、四七九	二〇、七九七	一、四九	六、六〇〇	一、六〇四	一、六三二	二、〇三二	二、〇三二	一、九七九	一、五二七
昭和六年	一、三五	二、三五	二、三五	二、三五	一、四七九	一、四七九	六、四三八	一、六〇四	一、六〇四	三、二五四	三、二五四	一、九七九	一、五二七
昭和五年	一、三五	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、四九	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、九七九	一、五二七
昭和四年	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、九七九	一、五二七
昭和三年	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、九七九	一、五二七
昭和二年	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、九七九	一、五二七
昭和一年	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、九七九	一、五二七
昭和零年	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、九七九	一、五二七

(官公吏及文書)

附

錄

## 附錄

## 一 郡市町村區劃 (・八役所役場所在地) (昭和十三年十月一日現在)

現住戸數 現住人口  
局名 電話番號

面積 方呎	現住戸數	現住人口	局名	電話番號
四二	一、五三	六九、三〇五	一	一一一
四一	一、五九	八、六八三	二	一一一
四〇	一、三七	八、〇五六	三	一一一
三九	一、一九	六、七〇三	四	一一一
三八	一、〇六〇	二、九七〇	五	一一一
三七	一、五二	三、五四〇	六	一一一
三六	一、二八	六、〇二	七	一一一
三五	一、〇三	八、一三	八	一一一
三四	一、九九六	四、八三〇	九	一一一
三三	一、七四	二、二三〇	一〇	一一一
三二	一、〇〇三	五、一六〇	一一	一一一
三一	一一一	四、八八八	一二	一一一
三〇	一一一	青木宮住廣瀬	一三	一一一
二九	一一一	島花崎吉	一四	一一一
二八	一一一	本郷北方	一五	一一一
二七	一一一	本郷南方	一六	一一一
二六	一一一	郡司分	一七	一一一
二五	一一一	芳士、鹽路	一八	一一一
二四	一一一	恒久、田吉	一九	一一一
二三	一一一	熊野、鏡洲	二〇	一一一
二二	一一一	内迫、加江田	二一	一一一
二一	一一一	島之内、新名爪	二二	一一一
二〇	一一一	廣瀬、下那珂	二三	一一一
一九	一一一	下田島、上那珂	二四	一一一
一八	一一一	上北方、瓜生野	二五	一一一
一七	一一一	浮田、生目	二六	一一一
一六	一一一	小松、細江	二七	一一一
一五	一一一	上江、長嶺	二八	一一一
一四	一一一	跡江、富吉	二九	一一一
一三	一一一	柏原、柏田	二一〇	一一一
一二	一一一	佐土原、佐土原	二一一	一一一
一一	一一一	吉瀬、那珂	二一二	一一一
一〇	一一一	赤江町、佐土原	二一三	一一一
九九	一一一	廣瀬、佐土原	二一四	一一一
九八	一一一	吉村、佐土原	二一五	一一一
九七	一一一	花村、佐土原	二一六	一一一
九六	一一一	木村、佐土原	二一七	一一一
九五	一一一	木村、佐土原	二一八	一一一
九四	一一一	木村、佐土原	二一九	一一一
九三	一一一	木村、佐土原	二二〇	一一一
九二	一一一	木村、佐土原	二二一	一一一
九一	一一一	木村、佐土原	二二二	一一一
九〇	一一一	木村、佐土原	二二三	一一一
八九	一一一	木村、佐土原	二二四	一一一
八八	一一一	木村、佐土原	二二五	一一一
八七	一一一	木村、佐土原	二二六	一一一
八六	一一一	木村、佐土原	二二七	一一一
八五	一一一	木村、佐土原	二二八	一一一
八四	一一一	木村、佐土原	二二九	一一一
八三	一一一	木村、佐土原	二二一〇	一一一
八二	一一一	木村、佐土原	二二一一	一一一
八一	一一一	木村、佐土原	二二一二	一一一
八〇	一一一	木村、佐土原	二二一三	一一一
七八	一一一	木村、佐土原	二二一四	一一一
七六	一一一	木村、佐土原	二二一五	一一一
七五	一一一	木村、佐土原	二二一六	一一一
七四	一一一	木村、佐土原	二二一七	一一一
七三	一一一	木村、佐土原	二二一八	一一一
七二	一一一	木村、佐土原	二二一九	一一一
七一	一一一	木村、佐土原	二二二〇	一一一
七〇	一一一	木村、佐土原	二二二一	一一一
六九	一一一	木村、佐土原	二二二二	一一一
六八	一一一	木村、佐土原	二二二三	一一一
六七	一一一	木村、佐土原	二二二四	一一一
六六	一一一	木村、佐土原	二二二五	一一一
六五	一一一	木村、佐土原	二二二六	一一一
六四	一一一	木村、佐土原	二二二七	一一一
六三	一一一	木村、佐土原	二二二八	一一一
六二	一一一	木村、佐土原	二二二九	一一一
六一	一一一	木村、佐土原	二二二一〇	一一一
六〇	一一一	木村、佐土原	二二二一一	一一一
五九	一一一	木村、佐土原	二二二一二	一一一
五八	一一一	木村、佐土原	二二二一三	一一一
五七	一一一	木村、佐土原	二二二一四	一一一
五六	一一一	木村、佐土原	二二二一五	一一一
五五	一一一	木村、佐土原	二二二一六	一一一
五四	一一一	木村、佐土原	二二二一七	一一一
五三	一一一	木村、佐土原	二二二一八	一一一
五二	一一一	木村、佐土原	二二二一九	一一一
五一	一一一	木村、佐土原	二二二二〇	一一一
五〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一	一一一
四九	一一一	木村、佐土原	二二二二二	一一一
四八	一一一	木村、佐土原	二二二二三	一一一
四七	一一一	木村、佐土原	二二二二四	一一一
四六	一一一	木村、佐土原	二二二二五	一一一
四五	一一一	木村、佐土原	二二二二六	一一一
四四	一一一	木村、佐土原	二二二二七	一一一
四五	一一一	木村、佐土原	二二二二八	一一一
四三	一一一	木村、佐土原	二二二二九	一一一
四二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
四一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
四〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
三九	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
三八	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
三七	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
三六	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
三五	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
三四	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
三三	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
三二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
三一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
三〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
二九	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
二八	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
二七	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
二六	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
二五	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
二四	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
二三	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
二二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
二一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
二〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
一九	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
一八	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
一七	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
一六	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
一五	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
一四	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
一三	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
一二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
一一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
一〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
九九	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
九八	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
九七	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
九六	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
九五	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
九四	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
九三	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
九二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
九一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
九〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
八九	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
八八	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
八七	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
八六	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
八五	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
八四	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
八三	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
八二	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
八一	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
八〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
七八	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
七六	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
七五	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
七四	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
七三	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
七二	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
七一	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
七〇	一一一	木村、佐土原	二二二二一〇	一一一
六九	一一一	木村、佐土原	二二二二一一	一一一
六八	一一一	木村、佐土原	二二二二一二	一一一
六七	一一一	木村、佐土原	二二二二一三	一一一
六六	一一一	木村、佐土原	二二二二一四	一一一
六五	一一一	木村、佐土原	二二二二一五	一一一
六四	一一一	木村、佐土原	二二二二一六	一一一
六三	一一一	木村、佐土原	二二二二一七	一一一
六二	一一一	木村、佐土原	二二二二一八	一一一
六一	一一一	木村、佐土原	二二二二一九	一一一
六〇	一一一	木村		

西 郡 縣 諸 北

市	都井村	都井、大納
總	中鄉村	數
小	三股村	梅北、安久、豐滿
高	高山ノ口村	宮村、樺山、長田、鮮原、蓼池
原	高城町	富吉、花木、山之口
町	志和池村	大井手、櫻木、穗滿坊、石山、有水、四家、高城
尻	庄内町	岩滿、丸谷、野々美谷、上水流、下水流
村	山西嶽村	山田、中霧島
	高崎村	東霧島、笛水、江平、前田、繩瀬、大牟田
	小林町	細野 <small>十日町、五日町、堤、水流追、東方、鼠方、北西方、南西方</small>
	高原町	後川内、西麓、蒲牟田、廣原
	紙屋、東麓、三ヶ野山	

附錄

南那到那到那

總	吾	飫	肥	町	數
本	油	津	町	星倉、隈谷、戸高、西辨分、平野	楠原、吉野方、板敷、本町、今町
城	東	郷	村	益安、松永、東辨分、平山、風田、殿所	鶴戸村
村	酒	谷	村	宮浦、伊比井、富士	郷ノ原、大藤、北河内
本	細	田	村	毛吉田、萩ノ嶺、上方、下方、塙田	大窪、橋ノ口
城	南	郷	村	津屋野、谷ノ口、脇本、中村、渴上、贊波	大窪、大平、一氏、大矢取
村	大	東	村	奈留、大平、一氏、大矢取	奴久見、高松、西方
本	福	島	町	南方、北方、秋山、串間	南方、北方、秋山、串間
城	方	村			
本	本	城			

面積 方呎	現住戸數	現住人口	局名	電話番號
合四三	一六、八〇三	九、四三	金、二四八	一二九
一七九	一、二四〇	七、六八九	油、油	一二九
一七九	二、五一五	一〇、五三六	餅	一二九
一七九	六七八	三、七一七	油	一二九
一七九	四四三	二、七一八	餅	一二九
一七九	一、一六七	六、二〇八	津	一二九
一七九	七三八	四、一五一	肥	一二九
一七九	一、二二一	六、四〇七	津	一二九
一七九	一、五七五	一〇、五〇六	肥	一二九
一七九	四七八	二、五八一	一	一二九
一七九	九三七	五、九八四	田	一二九
一七九	一、六三四	大梗	肥	一二九
一七九	七八八	福島	津	一二九
一七九	七七九	本城	肥	一二九

郡湯兒

高鍋町	北高鍋、南高鍋、蚊口浦、高鍋町	四五
富田村	上富田、下富田、日置、三納代	二、八一
新田村	新田、伊倉	一、一七
妻町	現王島、黒生野、岡富、清水、三宅、右松、妻	九三五
都於郡村	鹿野田、都於郡、岩爪、荒武、山田	一〇、六九
三財村	藤田、下三財、上三財、加勢、寒川	一、九二五
三納村	平郡、三納	四、三九八
西米良村	小川、村所、板屋、越野尾、上米良、竹原、横野	都於郡
東米良村	銀鏡、上揚、八重、中尾、尾八重、中之又	一、一八三
上穗北村	南方、穗北、調殿、童子丸	八四六
木城村	高城町、高城、川原、石河内、椎木(新シキ村)	二、二三五
川南村	平田、川南	一、〇七二
都農町	都農町、川北	一、八四七
美々津町	都農町、川北	二、〇四八
高鍋町	高鍋	一二、八五六
川南	川南	一〇、三五四
都農	都農	四、一三七
美々津町	美々津町、高松	一、一一一

附  
錄

## 郡杵白東

大字名	面積	現住戸數	現住人口	局名	電話番號
門川町	一、五八二	一、七六三	一〇一、七九	門川	一
富島町	二、三九	二、三九	二三、六四	富高	一
財光寺、壠見、富高、日知屋	三、八一	三、八一	八、八六	山陰	一
岩脇村	三、九一	三、九一	六、五三	岩脇	一
幸脇、平岩	四、七九	四、七九	四、七九	神門	一
東郷村	一、四九七	一、四九七	一〇、四九	西郷	一
南郷村	一、四九八	一、四九八	一、〇九八	北郷	一
上渡川、中渡川、鬼神野川、神門、水清谷	一、〇九九	一、〇九九	六、〇八一	陰	一
山陰、八重原追之内、坪谷、下三ヶ	一、一〇〇	一、一〇〇	八、八八	山	一
北浦村	一、一〇〇	一、一〇〇	六、五三	陰	一
西郷村	一、一〇一	一、一〇一	四、七九	高	一
宇納間、入下、黒木	一、一〇二	一、一〇二	一〇、四九九	高	一
宇納間、入下、黒木	一、一〇三	一、一〇三	八、五九	曾	一
上野、岩戸、山裏、岩戸、下野	一、一〇四	一、一〇四	三、七九	宇納	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、一〇五	一、一〇五	九、四九七	間	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、一〇六	一、一〇六	五、八一九	北浦	一
家代、岩井川、分城	一、一〇七	一、一〇七	三、七九六	川	一
田原村	一、一〇八	一、一〇八	一〇、五九四	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、一〇九	一、一〇九	七、八三〇	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、一一〇	一、一一〇	二、三五	浦	一
家代、岩井川、分城	一、一九〇	一、一九〇	一〇、五九四	川	一
田原村	一、一九一	一、一九一	七、一二	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、一九二	一、一九二	一〇、五九四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、一九三	一、一九三	五、六六六	浦	一
家代、岩井川、分城	一、一九四	一、一九四	三、五四	川	一
田原村	一、一九五	一、一九五	六、二〇八	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、一九六	一、一九六	六、九三五	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、一九七	一、一九七	八八、三七	浦	一
家代、岩井川、分城	一、一九八	一、一九八	一、五八八	川	一
田原村	一、一九九	一、一九九	七三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二〇〇	一、二〇〇	七三	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二〇一	一、二〇一	一、二〇一	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二〇二	一、二〇二	一、二〇二	川	一
田原村	一、二〇三	一、二〇三	一、二〇三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二〇四	一、二〇四	一、二〇四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二〇五	一、二〇五	一、二〇五	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	川	一
田原村	一、二〇七	一、二〇七	一、二〇七	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二〇八	一、二〇八	一、二〇八	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二〇九	一、二〇九	一、二〇九	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二一〇	一、二一〇	一、二一〇	川	一
田原村	一、二一一	一、二一一	一、二一一	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二一二	一、二一二	一、二一二	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二一三	一、二一三	一、二一三	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二一四	一、二一四	一、二一四	川	一
田原村	一、二一五	一、二一五	一、二一五	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二一六	一、二一六	一、二一六	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二一七	一、二一七	一、二一七	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二一八	一、二一八	一、二一八	川	一
田原村	一、二一九	一、二一九	一、二一九	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二〇	一、二二〇	一、二二〇	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二一	一、二二一	一、二二一	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二	一、二二二	一、二二二	川	一
田原村	一、二二三	一、二二三	一、二二三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二四	一、二二四	一、二二四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二五	一、二二五	一、二二五	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二六	一、二二六	一、二二六	川	一
田原村	一、二二七	一、二二七	一、二二七	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二八	一、二二八	一、二二八	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二九	一、二二九	一、二二九	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二一〇	一、二二一〇	一、二二一〇	川	一
田原村	一、二二一一	一、二二一一	一、二二一一	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二一二	一、二二一二	一、二二一二	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二一三	一、二二一三	一、二二一三	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二一四	一、二二一四	一、二二一四	川	一
田原村	一、二二一五	一、二二一五	一、二二一五	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二一六	一、二二一六	一、二二一六	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二一七	一、二二一七	一、二二一七	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二一八	一、二二一八	一、二二一八	川	一
田原村	一、二二一九	一、二二一九	一、二二一九	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二〇	一、二二二〇	一、二二二〇	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二一	一、二二二一	一、二二二一	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二	一、二二二二	一、二二二二	川	一
田原村	一、二二二三	一、二二二三	一、二二二三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二四	一、二二二四	一、二二二四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二五	一、二二二五	一、二二二五	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二六	一、二二二六	一、二二二六	川	一
田原村	一、二二二七	一、二二二七	一、二二二七	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二八	一、二二二八	一、二二二八	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二九	一、二二二九	一、二二二九	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二一〇	一、二二二一〇	一、二二二一〇	川	一
田原村	一、二二二一一	一、二二二一一	一、二二二一一	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二一二	一、二二二一二	一、二二二一二	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二一三	一、二二二一三	一、二二二一三	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二一四	一、二二二一四	一、二二二一四	川	一
田原村	一、二二二一五	一、二二二一五	一、二二二一五	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二一六	一、二二二一六	一、二二二一六	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二一七	一、二二二一七	一、二二二一七	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二一八	一、二二二一八	一、二二二一八	川	一
田原村	一、二二二一九	一、二二二一九	一、二二二一九	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二〇	一、二二二二〇	一、二二二二〇	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二一	一、二二二二一	一、二二二二一	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二二	一、二二二二二	一、二二二二二	川	一
田原村	一、二二二二三	一、二二二二三	一、二二二二三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二四	一、二二二二四	一、二二二二四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二五	一、二二二二五	一、二二二二五	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二六	一、二二二二六	一、二二二二六	川	一
田原村	一、二二二二七	一、二二二二七	一、二二二二七	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二八	一、二二二二八	一、二二二二八	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二九	一、二二二二九	一、二二二二九	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二一〇	一、二二二二一〇	一、二二二二一〇	川	一
田原村	一、二二二二一一	一、二二二二一一	一、二二二二一一	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二一二	一、二二二二一二	一、二二二二一二	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二一三	一、二二二二一三	一、二二二二一三	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二一四	一、二二二二一四	一、二二二二一四	川	一
田原村	一、二二二二一五	一、二二二二一五	一、二二二二一五	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二一六	一、二二二二一六	一、二二二二一六	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二一七	一、二二二二一七	一、二二二二一七	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二一八	一、二二二二一八	一、二二二二一八	川	一
田原村	一、二二二二一九	一、二二二二一九	一、二二二二一九	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二二〇	一、二二二二二〇	一、二二二二二〇	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二二一	一、二二二二二一	一、二二二二二一	浦	一
家代、岩井川、分城	一、二二二二二二	一、二二二二二二	一、二二二二二二	川	一
田原村	一、二二二二二三	一、二二二二二三	一、二二二二二三	岡	一
桑野内、河内、三ヶ所	一、二二二二二四	一、二二二二二四	一、二二二二二四	木	一
下福良、大河内、不土野、松尾	一、二二二二二五	一、二二二二二五	一、二二二二二五	浦	一
家代、岩井川、					

附錄 二 警察官區 (○×水上派出所 ●警部補派出所)

署名	所在地	面積		所轄
		巡査	派出所駐在所	
宮崎警察署 宮崎市	一〇一	一四〇	×三	宮崎郡赤江町、那珂村、住吉村、廣瀬村、佐土原町、瓜生野村、田野村、青島村、木花村
飫肥警察署 南那珂郡飫肥町	九七・五九	一九	一九	南那珂郡飫肥町、北酒谷村、吾田村、東郷村
油津警察署 全郡 油津町	九七・五七	一六	一六	南那珂郡鶴戸村、北郷村
福島警察署 全郡 福島町	九七・五七	一六	一六	南那珂郡油津町、南郷村、市木村、細田村
都城警察署 都城 市	一八三	一八	一八	都城市北諸縣郡大束村、中郷村、三股村、高城町、山之口村、高崎村、庄内町、西嶽村、山村
小林警察署 西諸縣郡小林町	一五	一七	一六・八三	西諸縣郡小林町、本城村、都井村、北方村
高岡警察署 東諸縣郡高岡町	八二・九〇	一八	一八	高岡町、穆佐村、倉岡村、木脇村
高鍋警察署 児湯郡高鍋町	七七・六	一九	一九	高鍋町、上江村、木城村、都農町川南村、美々津町、富田村、新田村
妻警察署 全郡 妻町	一四・二	一二	一二	妻町、都於郡村、三財村、三納村上穂北村、西米良村、東米良村
富島警察署 東臼杵郡富島町	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	西郷村、富島町、岩脇村、東郷村
延岡警察署 延岡 市	七一・八七	一八	一八	北郷村、門川町、北方村、北浦村
高千穂警察署 西臼杵郡	四四・五六	五三	三一	高千穂町、七折村、岩井川村、岩
高千穂警察署 延岡 市	八	八	八	北川村、南浦村、南方村
高千穂警察署 西臼杵郡	三一	二一	二一	戸村、上野村、田原村、三ヶ所村

# 附錄三 裁判所及登記管區

### 三、裁判所及登記管區

附  
錄

都城區裁判所		飫肥區裁判所	
直轄	中村出張所	直轄	中村出張所
福島出張所	福島出張所	本城出張所	北郷出張所
全郡	全郡	全郡	全郡
南郷村	福島町	福島村	福島町
全郡ノ内南郷村、細田村、梗原村、市木村	郡ノ内福島町、北方村、大東村	郡ノ内本城村、都井村	郡ノ内北郷村
都城市		都城市	
北諸縣郡高城町	北諸縣郡高城町	北諸縣郡ノ内高城町、山之口村	北諸縣郡ノ内庄内町、西嶽村、山田村、志和池村
全郡	全郡	全郡ノ内庄内町	全郡ノ内高崎村
高崎村	高崎村	野尻村	野尻村
三股村	三股村	全郡ノ内三股村	全郡ノ内野尻村
西諸縣郡小林町	西諸縣郡ノ内小林町、須木村、高原町	西諸縣郡ノ内小林町、須木村、高原町	西諸縣郡ノ内小林町、須木村、高原町
全郡	加久藤村	全郡ノ内加久藤村、眞幸村、飯野村	全郡ノ内加久藤村、眞幸村、飯野村
野尻村	野尻村	全郡ノ内野尻村	全郡ノ内野尻村
延岡市	延岡市、東白杵郡ノ内南方村	延岡市、東白杵郡ノ内南方村	延岡市、東白杵郡ノ内南方村
全郡	東白杵郡北方村	全郡ノ内西郷村、北郷村	東白杵郡ノ内北方村
全郡ノ内西郷村、北郷村			



管轄區域	市町村數	所 在 地	管轄	營林署
(一)四	高鍋	高鍋町	全郡	高鍋
(二)八	妻崎	妻崎	全郡	高鍋
(三)三	宮崎	宮崎	全郡	高鍋
(四)二	岡崎	岡崎	全郡	高鍋
(五)一	高岡町	高岡町	全郡	高鍋
(六)一	東諸縣郡高岡町	東諸縣郡高岡町	全郡	高鍋
(七)一	東諸縣郡高岡町、穆佐村、倉岡村、宮崎 之口村、南那珂郡ノ内北郷村ノ一部	東諸縣郡高岡町、穆佐村、倉岡村、宮崎 之口村、南那珂郡ノ内北郷村ノ一部	全郡	綾
(八)一	東諸縣郡高岡町、穆佐村、倉岡村、宮崎 之口村、南那珂郡ノ内北郷村ノ一部	東諸縣郡高岡町、穆佐村、倉岡村、宮崎 之口村、南那珂郡ノ内北郷村ノ一部	全郡	綾
(九)一	西諸縣郡小林町	西諸縣郡小林町	全郡	綾
(十)一	西諸縣郡小林町、須木村ノ一部、高原町、野 嶺町	西諸縣郡小林町、須木村ノ一部、高原町、野 嶺町	全郡	綾
(十一)一	北諸縣郡高崎村	北諸縣郡高崎村	高崎	小林
(十二)一	北諸縣郡ノ内志和池村、西嶽村、山田村、高 崎村	北諸縣郡ノ内志和池村、西嶽村、山田村、高 崎村	高崎	小林
(十三)一	西諸縣郡加久藤村	西諸縣郡加久藤村	高崎	小林
(十四)一	幸村ノ一部	幸村ノ一部	高崎	小林
(十五)一	西諸縣郡加久藤村ノ一部、飯野村ノ一部、眞 加久藤	西諸縣郡加久藤村ノ一部、飯野村ノ一部、眞 加久藤	高崎	小林

附錄六 專賣局管區

(附錄)

名稱		附錄		五	
郡	所屬	八	原	高	石
町	村	野	(面積百町步以上)	西	葉
大塚原(一名東原)	大塚原(一名東原)	大塚原(一名東原)	大塚原(一名東原)	高	高
反野	反野	反野	反野	全	全
ノ	ノ	ノ	ノ	兒	兒
大仁原	大仁原	大仁原	大仁原	東	東
上原	上原	上原	上原	南	南
大瀬原(一 神原(カウタカラ原名)	大瀬原(一 神原(カウタカラ原名)	大瀬原(一 神原(カウタカラ原名)	大瀬原(一 神原(カウタカラ原名)	兒	兒
鹿倉	鹿倉	鹿倉	鹿倉	西北	西北
平原	平原	平原	平原	西	西
諸諸那諸	諸諸那諸	諸諸那諸	諸諸那諸	白	白
縣湯珂湯縣湯	縣湯珂湯縣湯	縣湯珂湯縣湯	縣湯珂湯縣湯	杵湯	杵湯
高高川飫川高川上	高高川飫川高川上	高高川飫川高川上	高高川飫川高川上	鞍	鞍
原崎南肥南岡南	原崎南肥南岡南	原崎南肥南岡南	原崎南肥南岡南	西椎岩	西椎岩
町村村町村町村	町村村町村町村	町村村町村町村	町村村町村町村	米岡	米岡
高全平高平高全平	高全平高平高全平	高全平高平高全平	高全平高平高全平	葉戸良	葉戸良
原原原原原原	原原原原原原	原原原原原原	原原原原原原	村村村村村村	村村村村村村

面積  
一五六町

高岡山岩長	名					
野	稱					
原松田瓜園						
全西全全兒	郡					
諸						
縣	湯					
飯眞全全都	所					
野幸	於					
村村	郡					
全全全全全	屬					
高	附					
低	村					
全全全全全						
面積						
四三八	一五〇	一〇〇	二五〇	三五〇	四三八	面積
便水利						
否	否					
全全全全否	否					

附錄九 河

(流域十里以上)

河川名	水源地名	流域末地名
五ヶ瀬川	西白杵郡鞍岡村	延岡市東海大字川島
大津川	郡椎葉村大字不土野	東白杵郡岩脇村大字幸脇
淀川	鹿兒島縣贈嘸郡末吉町大字南郷	宮崎市吉村町
西瀬川	西白杵郡椎葉村大字大河内	兒湯郡富田村大字富田
全川	全郡全村	全郡高鍋町大字持田
高鍋川	(下流小丸川)	
一		
鍋		

過里程 里	區域 里
三三·一四	一一·〇九
二六·一二	一一·〇九
二三·〇六	一一·三五
一一〇·〦〇	一三·一八
一七·二九	三·一八

附錄一  
瀑布  
(高サ五十尺以上)

附  
錄

所 在 墓  
兒湯郡川南村大字川南瀧ヶ脇  
西臼杵郡上野村大字上野  
東臼杵郡南方村大字南方行勝山  
兒湯郡木城村大字石河内  
全郡都農町地内尾鈴山

高尺三〇三〇三〇一〇一〇一〇五九一

御 御 池 池 池

附  
錄

附錄

二  
池

(面積十町歩以上)

周園町二三四〇二

面積一〇〇町

廣町八二〇四三〇

八〇三〇四〇五〇一〇五〇  
表町八〇三〇四〇五〇一〇五〇

龍觀觀觀觀關白水之音音音宮尾觀音音

### 瀧瀧瀧瀧瀧瀧瀧瀧

西臼杵郡田原村大字五ヶ所  
全 郡全 村大字 全  
東臼杵郡北川村大字川内名  
兒湯郡都農町地内舊牧内  
北諸縣郡庄内町字城瀬  
兒湯郡上穗北村大字穗北

所 在 地  
西諸縣郡高原町大字蒲牟田  
西諸縣郡飯野村大字末永  
宮崎郡住吉村大字島之内  
東臼杵郡南方村字里露

五五六六七

三一八

白須岩ツ明土ウカ観鳴ウ観觀那篠小

智セノ泉ヅ  
布原音音々見木糸  
ノクコラ

西臼杵郡椎葉村大字下福良	西諸縣郡須木村字轟下
南那珂郡北郷村大字郷之原	全 郡全 村大字北河内
兒湯郡都於郡村大字鹿野田字瀧下	西臼杵郡上野村大字上野
全 郡三ヶ所村	全 郡田原村大字河内
東臼杵郡北川村大字川内名	全 郡西郷村大字小原
全 郡全 村大字田代	全 郡北川村大字長井
延岡市東海大字川島字崩ケ内	兒湯郡川南村大字川南丸尾
南那珂郡酒谷村	

稱

所在地

九時六十分三十六度零三十一分北緯六十二度零三尺 幅

## 附錄

### 三 島嶼

名稱	所屬地名	周圍	面積	地名	里程
島之浦	東白杵郡南浦村	三・〇〇	〇・三〇	東白杵郡北浦村	〇・二〇
大島	南那珂郡南郷村	二・〇四	〇・一〇	南那珂郡油津町	三・〇〇
					〇・一六

### 三 名所及舊蹟

#### 附錄

名稱

摘要

神日本磐余彦尊即ち神武天皇を奉祀し、相殿に鷦鷯草葺不合尊及び玉依姫命を祭る。社は神武天皇の皇子神八井耳命の御子建磐龍命が筑紫頑綏の爲め此の地に來られ、其の舊都の遺蹟に就いて創建し給ふたといふのである。併し舊記に依るこ、崇神天皇の御代或は景行天皇の熊襲御親征の際此の宮殿の建營をなし、應神天皇の御宇日向の國造老男其の鎮祭をなし後幾度か土持、有馬、内藤の諸氏に依つて

要

所在地

#### 官幣宮崎神宮

造營され、從來神武天皇社と稱してゐたが、明治六年五月縣社となつてから、宮崎神社と稱ふるに至り、更に八年八月國幣中社に列し、十一年五月宮崎宮と改稱された。

#### 宮崎市神宮町

十八年四月官幣大社に昇格し、十九年社殿を新に造營して遷宮の式を行はせ給ふ。三十二年、大祭會の組織成るに及んで神苑の擴張に着手し、四十年十月竣成して同月御遷座式を執行され越えて大正二年七月宮崎神宮と改稱された。神宮境内の面積は四萬七千七坪、總工費三十二萬圓を要してゐる。構造は流破風又は切破風造り頗る高雅にして清楚を極め境内甚だ廣く樹木鬱蒼として茂り、噴水泉池は固より境内には日向の古墳出工品其の他参考品を陳列した微古館があり。毎年十月二十六日を例祭とし三日間に亘り壯嚴なる御幸があり、宮崎市唯一の年中行事の祭典である。

#### 景清廟

##### (附錄)

宮崎神宮の西方約十町下北方の臺地にあり。往時寺あり神集山沙汰寺と云ふ。懸七兵衛景清居住の跡と傳へ今は唯廟祀のみを存してゐる。古來眼疾に驗ありとし、賽者常に絶ゆることなし。境内に景清の娘人丸姫の墓石がある。

#### 宮崎市下北方町

## 名

## 稱

## 摘

## 要

## 二四

## 所 在 地

小 戸 神 社

宮崎市下水流町

一 ツ 葉

宮崎市新別府町

天 神 山 公 園

宮崎市太田町

江 田 神 社

宮崎市山崎町

景行天皇熊襲御親征の時、勅願の創建に係る傳へ村社にして伊弉諾尊を奉祀す。往古は大淀河口、舊櫪村下別府に在つたが寛文二年の震災に陥没して海となりしため一時上別府大渡の上にうつし、ついで現在の宮崎市上野町に遷祀されて近年に及んだが市の道路擴張に伴ひ昭和八年二月更に下水流町(通稱鶴の島)に遷祀されたものである。

宮崎市の東端、元標より自動車約十分、白砂青松の汀は南北三里に及ぶ夏期は海水浴場として日向名勝の一つである。

地高く、遙に太平洋を望み、眼下に大淀川を挟み宮崎の市街を一瞬の中に收む。縣立農事試驗場の園藝部亦此處に在りて、果樹實り草花亦燦爛たり。丘上各所に亭やベンチを設く。又西方の低地に模範竹林を設置す

尙附近に宏大なる武徳殿と青年修養道場がある。

一ツ葉の北約一里。諸冊二神を奉祀す。日向式内四座の一にして俗に産母神社とも云ふ、境内老樹蒼鬱幽靜を極む。本社を中心とし南北三里の海岸は諸尊禊祓の古傳説地で、その中ツ瀬は本社の附近であるさて、ただし大淀河畔說も古くから傳へられてゐる。

縣社兼生目神社

宮崎郡生目村

住 吉 神 社

宮崎郡住吉村

久 峰 觀 音

宮崎郡廣瀬村

市外生目村に在り。品陀和氣尊、並藤原景清を合祀す、後彦火々出見尊、鵠鷗草葺不合尊を合祀せり。境域幽寂古來眼疾に功驗ありとし遠く海外より來賽絶ゆることなし。宮崎市より自動車約二十分。村社にして 表筒男、中筒男、底筒男の三神を合祀す。海波渺渺雲際に接し展望絶佳なり。樹亭の設あり賽詣遊覽の客絶へず。名物塘路飴及彈き猿あり。日向住吉驛より徒步約四十分。

廣瀬驛より、西行すること徒步約四十分、丘上に堂宇あり、敏達帝の世僧日羅聖者の建立と傳ふ。境内幽静眺望秀絶賽者常に絶へず。名物「久峰鷗」は神武帝の御幼時に愛玩された玩具にはじまるとの口碑がある。

宮崎市を距る南四里、宮鐵青島驛を下れば東數町の海上に一小島がある。平時は半島をなし満潮には島となる。周圍約半里地盤は第三紀層の砂岩と頁岩の互層となせるもので頗る奇觀である。草木の多くは熱帶性植物にして就中ビロード樹は巍然全島を掩ひ翠影滴々眞に青島である。中に村社青島神社あり、天津彦火々出見尊、豊玉姫命、塘土翁を奉祀す。夏期は最適の海水浴場として遊客頗る多し。

## 名所

摘要

要

二六

所在地

官幣大社  
鵜戸神宮

宮崎より自動車約一時間半。途中曲折蜿蜒數里白波車窓に散り太平洋の壯觀送迎に違なし。速日峯の東端壯嚴亂立怒濤咆哮する所一大洞窟あり東西二十一間南北十六間高一丈八尺、窟内に社殿を建て、鵜鶘草葺不合尊を奉祀す。境内約七萬坪、速日峯の頂上に御陵墓傳說地吾平山上陵あり。宮内省の所管に屬す。

縣社  
榎原神社

萬治元年飫肥藩主伊東祐久初めて社殿を造營し、鵜鶘草葺不合尊外五神を奉祀す。殿宇宏壯境内幽雅賽者常に絶えず。榎原驛より徒步約五分。

梅ヶ濱

油津驛より徒步約十五分、油津市街の東方一丘を隔てたる海岸をいふ。翠松白砂相連り奇巖怪礁渚汎に立ち白波奔騰雪山を崩す。右方は一望無涯、左方は鵜戸の岬より風田一帯の松林に至る長汀曲浦を望み風趣頗る秀麗である、又海水浴場として、遠近の遊客頗る多し。

有明灣の東南海拔二百五十米の丘阜一眸万里の景勝の地である。岬の鼻に村社御崎神社あり、底津少童命外二神を奉祀し、和銅元年の創建なりと傳ふ。丘阜一帯は野生の蘇鐵樹簇生し千狀萬態奇觀言ふべからず。大正十年三月天然紀念物(都井の蘇鐵自生地)として指定せらる。又野生の

南那珂郡油津町  
南那珂郡都井村

都井岬さ蘇鐵

都井岬燈臺亦此處に建設せられ海拔二百五十五米東洋一と稱せらる。福島中町驛より自動車約四十分。

縣社  
神柱神社

天照皇大神、豐受大神を奉祀す。創建萬壽三年。社殿清淨、神苑宏大、西に接して小松原公園がある。都城驛より徒步約五分。

攝護寺

真宗本願寺派に屬する寺院にして、明治九年初めて上町に説教所として建設し同十五年攝護寺と稱するに至り、越へて明治十七年現地に移り同四十五年改築されたものである。地域廣大、堂宇輪奂の美を極む、近郷の名刹である。西都城驛より徒步約十分。

庄内川の上流にして河床霧島熔岩の粗大な柱状節理に流水の侵蝕作用が加はり長さ約五百米巾約四十米に亘り無数の甌穴を作り、渦に奇觀を呈す。天然紀念物として指定さる。又其の下流は一大飛瀑をなす、直下五十八米激流奔下し水煙雲山を崩し夏尚寒い感がする。都城市より自動車約二十分。

北諸縣郡庄内町

## 名

## 稱

## 摘

## 要

## 二八

## 所 在 地

官幣大社  
宮崎神宮別宮  
狹野神宮別宮

西諸縣郡高原町

靈峰霧島の登山口にあり、神武天皇御降誕の地と稱し、官幣大社宮崎神宮の別宮にして、孝昭帝の朝の創建なりと傳ふ。八町の参道巨杉槍立して天を摩す。慶長四年島津義弘の征韓戰捷奉賽の爲植えたものと云ふ。往年天然紀念物として指定さる。又境内は佛法僧の渡來地及其の繁殖地である。同じく天然紀念物として指定されてゐる。高原驛より自動車約二十分。

霧島山  
(國立公園)

西諸縣郡高原町

日向、大隅の二國に跨り海拔五千百九十尺、周圍三十餘里を擁する一大火山羣で二十五の火口あり、内十餘は火口湖をなし火山學上の特相と變化に富むことは世界有數のものと稱せらる。東西二峰に分かれ東を高千穂峰或は矛の峰と稱し、頂上に天遁矛がある。西を韓國嶽と謂ひこの兩峰を繞り中岳、新燃、矢岳、獅子戸、大幡、夷守、甑、白鳥、飯盛等の群峰がある。山腰は鬱蒼たる樹林で所々に原始林があり狭野杉並木、野海棠、虎斑竹、櫻草、みやまきりしま即ち霧島つじ等幾多の天然紀念物を有し鳥類また種類が多く候鳥佛法僧を始め四時鳴聲を絶つことがない。山容優秀空氣清澄、山中の湖水には群峰反映し雄大多趣なる風景は

温泉と相俟つて自然の樂園を形成する。高原驛より高千穂峯頂上まで三里、それより霧島神宮迄二里、又小林より大幡、獅子戸を經て韓國へまた飯野より白鳥温泉を經て蝦野韓國へ登るもよい。昭和九年三月國立公園として指定された。

霧島山の中腹 霧島東神社の眼下にある。火口湖の一で周圍里餘千年斧池

西諸縣郡高原町

錢を入れない原始林を繞らし嘗て水面に枝葉の浮ばぬと云ふ清淨の靈池で池中に映る靈峰高千穂の眺めは又異彩を放つ。

小林町夷守嶽の麓道路の東側にあり、景行天皇熊襲御親征の途次御駐輦

西諸縣郡小林町

の址なりと傳ふ。

御腰掛岩

小林町の北十町の所清流中に二巨石がある。一は天を摩し、一は地に伏す。俗に之を陰陽石と謂ふ。奇々怪々、造化の妙百聞一見に若かず。小

西諸縣郡小林町

林驛より自動車約十分。

(附錄)

夫婦岩

白鳥温泉の南三十町玉泉湧く溪流約八十町歩の地は春燎爛の花咲く野海棠の自生地である。天然紀念物として指定さる。

西諸縣郡飯野村

野生海棠

西諸縣郡飯野村

二九

名

稱

摘

要

所 在 地

白鳥温泉 飯野驛より一里半白鳥山の北麓に石崖を透して湧出する泉水あり。明礬泉で諸症中療毒に特効がある。其の他かさ湯温泉、大幡温泉等もある。

西諸縣郡飯野村

京町温泉 京町驛附近一帯は到る處温泉湧き雪温泉、龍温泉、大王温泉、龜澤温泉などがある。泉質多様諸病に特効あり。

西諸縣郡真幸村

吉田温泉 矢岳隧道の山麓にある含鐵食鹽泉で創瘻に特効あり、島津義弘の建てた湯槽現がある。一名鹿の湯とも云ふ。京町驛より自動車約十分。

西諸縣郡真幸村

須木の滝 須木川の清流三十五米餘の絶壁に懸り恰も白龍跳下するが如く飛沫雪散り眞に壯絶を極む。縣の名勝指定地である。小林町驛より自動車約一時間。

西諸縣郡須木村

月知梅 高岡町高濱に在り。往時は香積寺庭一株の梅に過ぎなかつたものが年と共に繁衍し、枝は地に入つて根を成し根は出でて幹となる、起伏偃蹇地を掩ふこそ方二十間頃の奇觀である。蓋し梅は三州三梅の一に數へられ日向の一名樹たるを失はぬ。天然紀念物に指定さる。宮崎市より自動車約三十分。

東諸縣郡高岡町  
西諸縣郡高岡町

本庄の古墳及劍柄神社 東諸縣郡本庄町  
り、俗に本庄の稻荷様と稱し有名である。宮崎市より自動車約三十分。

東諸縣郡八代村

法華嶽 絶頂に藥師如來を安んず、日本三藥師の一と稱する。眺望開闊東に日向灘、西に霧島を望み、鷲塚、雙石の諸山、宮崎、兒湯の諸邑脚下に羅布し風光雄秀なり、山中に傳説和泉式部身投の嶽あり。名物玩具法華嶽鵺は粗朴淡彩頗る雅趣に富む。宮崎市より自動車約一時間半。

東諸縣郡八代村  
西諸縣郡八代村

國幣都農神社 日向式内四座の一にして 大己貴命を奉祀す。神武天皇御東遷當時の創建と傳ふ。樹道を夾み花時艶麗境内亦清幽泉池配合頗る古雅を極む。都農驛より自動車約五分。

兒湯郡都農町  
兒湯郡妻町

長谷觀音 社縣都萬神社 西都原と程遠からず。日向式内四座の一にして 木花開耶姫命を奉祀す老樟鬱蒼境地頗る清達なり。附近に妻町郷土館あり。妻驛より徒步約十分。  
養老元年の開基にして 中尊十一面觀音は高二丈二尺、他の二體亦觀世音で各一丈八尺あり、大永四年伊東尹祐の再建にかかる。妻驛より自動車約三十分。

兒湯郡三納村  
兒湯郡妻町

名稱

摘

要

所在地

其の附近の史蹟  
西の都原

御陵墓参考地の男狹穂塚、女狹穂塚の二大古墳がある、又之を圍繞する三百餘の古墳群は累々として列び中に横穴式石室を有する鬼ノ窟は觀る者をして一入感興を催さしめる。妻驛より自動車約十分。原頭を東するこま六町にして尼寺址があり又其の東五町にして國分寺址がある。景行天皇思邦の歌を詠じ給ひしき傳ふる丹裳の小野亦此の近くにある。

兒湯郡妻町

座論梅

新田の座論梅は、高岡の月知梅と共に梅の名所であり、その形狀亦月知梅に相似て花季には觀客群集す。傳へ曰ふ 神武天皇御巡遊の際、此の地に御駐輦あり、其の尊仰記念に梅樹を植えしものなり。以て其の起源の舊きを窺はる。三納代驛より徒步約一時間。

兒湯郡新田村

矢研の瀧

都農驛より西方四里、尾鈴山の中腹名貫の清流幽邃の境にあり。直下六十餘米 銀河中天にかかりて深淵碧水を湛へ、其の壯觀縣下第一の稱たるにそむかす。山中には外に十餘の瀑布がある。

兒湯郡都農町

傳可愛之山地陵

内藤氏七萬石の舊城下延岡は日豐線下り沿線本縣最初の市街地である。山紫水明の郷、愛宕、城山、今山の名所あり、其の間を五ヶ瀧の清流が東し水郷延岡として情緒豊かな都會。而して又地の利を得て火薬、ベンベルケ、藥品、曹達、レーヨン等の大工場が建設され今や大工業都市として著しい發展を來しつゝあり。市の中央に城山公園あり、櫻の名所として名高く、花時は遠近の客覽を接し頗る殷賑を極む。

延岡市

行謙の瀧

瓊々杵尊の御陵墓傳說地である。附近に丁丑の役の激戦地たる長井の陣及南州翁寓居の跡も其の儘に殘り、又西北に聳ゆる可愛嶽は所謂孤軍奮闘園を漬して出でたる所、當時西郷以下諸將の薩軍本營たりし民家今尙其の山麓にあつて種々の遺留品を保存して居る。日向長井驛より徒步約三十分。

東臼杵郡南方村

(附錄)

## 名稱

## 摘要

## 要

三四

## 所在地

## 伊勢ヶ濱ミ米山

東白杵郡富島町

富高、細島の兩町は近時合併して富島町となり益々發展の途上にある。富高は徳川幕府の西國郡代の出張陣屋のあつた所で近時海軍の飛行場も設置された。海濱伊勢ヶ濱公園は白砂青松景趣に富み、而して理想的な海水浴場である。細島は本縣唯一の良港で鹿兒島及大阪、土佐沿岸への汽船發着地である。米山は背後の丘阜で展望臺として隨一の評がある。

## 高千穂峠

西白杵郡岩戸村

水郷延岡を西へ自動車にて約二時間五ヶ瀬川に沿ふて羊腸崎嶇溪逕り山高く白雲去來する所神都高千穂である。沿道の草茅に千木高知りて傳へ云ふ天孫降臨の古を眼のあたり見る心地がする。此の町に縣社櫛觸神社及垂仁天皇の御宇創建に係るといふ高千穂神社がある。其の他高天ヶ原を始め四皇子ヶ峰、天の香久山、天の眞名井等の名蹟、國見ヶ丘は奇勝窓ノ瀬、御塹井、神橋等の名勝あり。即ち勝地高千穂峠の名は夙に天下に名高く、名勝天然紀念物として指定されてゐる。

## 天の岩戸

西白杵郡岩戸村

高千穂町より自動車約二十分、天の岩戸神社がある。附近に神樂尾、天の安川原、天の浮橋等の名蹟あり神祕の靈境である。

## 附錄 四 日向の古墳

日向の上代史蹟として輝くものは二千有餘の古墳である、其の數の多きは他縣に比なく型式其の他に於て大和地方と著しく類似せるは抑も何を語るか。中には神代の山陵をはじめ、景行天皇の皇子皇孫方高貴の御墓も存じ給ふのである。

抑も祭祀は政務の基く所で太古既に靈畤を樹て神祇を祭り、大廟を起して祖宗を祭り其の他は山陵を起して之を葬り、時を以て恒典を行ひ、事あれば即ち親告し給ふ、此故に山陵は猶ほ宗廟の如く臣子たるもの之を仰きて、祭祀の禮始めて備はり、之を祭りて報本反始の誠始めて著はる所以である。

日向に於ける御陵墓は年所を経るの久しき今尙所在不明なるものあるは恐懼措く能はざる所である。然りと雖、尊皇の精神は五百年前の應永中既に、兒湯郡の覆野大神宮（今の妻町三宅神社）の山陵祭あり、最近古墳祭復興し各地の古墳は全部縣より顯彰し漸を以て縣の指定又は國の指定に依り之が永久保存を計り、他方陵墓の検索を進めやうとしてゐる。冀くば皇祚發祥の靈地、先づ陵墓の保全と祭祀の嚴修を得て尊皇精神の振興せん事を誓りて已まないのである。

型式上より見たる日向の古墳は他の地方に於けるが如く圓墳最も多く前方後圓墳之に亞である。前方後圓墳に入るべきもので柄鏡式古墳は北豐後、西阿蘇、南大隅高山にまで及んでゐるが日向特有と言つてもよい大和、河内、攝津、丹波、上野諸國に僅少の例しかない方形墳も我日向に在る、横穴古墳も多いが地下式横穴は西都原以南に多く大隅薩摩に及んでゐる。

古墳の最も多いのは中部一ヶ瀬川の流域で、妻町は西都原を中心として三百有餘（著名的な古墳は鬼ノ窟、姫塚、雜掌塚等）

新田村二百餘（彌五郎塚、大久保塚、ムカデ塚、石舟塚）上穂北（茶白原）三納（松本塚）富田各村各五十を算し、都於郡、佐土原、廣瀬等にも夫々分布し、更に西都原より十數里の山奥なる西米良にも發見されてゐる。

小丸川の流域又古墳の群集地で上江（龜塚、ハカリ塚）川南には各百基以上あり。木城村にも數十を數ふ。大淀川の流域たる宮崎郡地方は生目の跡江に西都原、男狹穗塚に亞ぐ大古墳あり横穴と合せて百内外に及び宮崎市の下北方、南方、橿、大塚等に合せて四十基以上の古墳がある。宮崎の北なる住吉には横穴數十を算へ其の西なる瓜生野は横穴百三十餘に達する。宮崎以南は赤江（霧島塚）木花、青鳥の各村に断續し、南して鶴戸、東郷より福島、本城、都井に至る海岸地方に續き、福島（霧島塚、劍塚）に最も濃厚である。大淀川流域は宮崎郡の北西に東諸縣郡がある。各町村何れも古墳の分布を見、中にも本庄臺地は本庄四十八塚と稱し、墳址とも合せて九十餘に達する（上長塚、下長塚、東西鍔子塚）大淀川を過りて北諸縣郡に入れば高城、志和池、高崎、各町村各二十乃至三十の古墳あり、其の他各村にも少數乍ら分布されてゐる。西諸縣郡の各町村何れもあらざる無く須木の山中尙數基の古墳がある。眞幸の地下式横穴は封土を有するを以て有名である。

縣北の地は兒湯郡の美々津より北方、東白杵の海岸各村へ續き何れも多少の分布あらざるなく東郷、南郷の山間部落にも散點する。

## 附錄 一五 神武天皇御東遷二千六百年記念顯彰聖蹟

五ヶ瀬川流域は南方村に濃厚で天下、吉野、野田の各部落に四十餘基を數へ、河口に近き延岡より北に延びて東海に三十餘基あり。尙北川村の長井に及んでゐる。

五ヶ瀬川上流の高千穂地方には三田井に自然の丘陵を利用したる古墳數十基あり。上野、田原、三ヶ所各村に續いてゐる。同地の横穴古墳は二室又は三室なるものあり。七折以西田原に續き肥後地方のものと著しき類似を有する。

### （附錄）

宮崎市下北方の臺地にあり、地勢高燥南方宮崎の平野を俯瞰し左方近く、宮崎神宮の神林を望む。

神武天皇御東遷前の皇居の地なりと傳ふ。長門本平家物語、職原抄、神皇正統記などにも見えてゐる。そして今の皇宮屋が早く其の宮跡たる傳説を有するは涼宮の地名にも微すべく、臺地の一部より幾多の古土器發見せられ又宮崎神宮の元宮は實に此の地なりしさ傳ふ。その西北隅に同神宮の攝社皇宮神社あり、鬱蒼たる樹木をなし古井の傍らに玉が玉の巨木亭々として聳え靈蹟として古來崇敬せらる處である。今回新に施設を加へたるところは面積三段歩餘、此の地潤葉樹林にして榛莽生へ茂りしが中樞地を割して粗玉垣を設へ

南面に参道を設けたり。其の中権地は神宮の元宮と稱する攝社皇宮神社と古くより傳はりたるをがたまの樹下にある靈井を包轄し樹木其の他舊來の狀態を損せざることとして清掃施設に努めたのである。

## 美

(兒  
々  
湯  
津  
郡)

宮崎を北に距ること十三里、紺碧の耳川が一大河港をなしてゐる。こゝは神武天皇御東遷の際御船出の地と傳へ、河岸に近く鎮座します立磐神社の境内には、御腰掛の岩といふのがあつて古來有名である。御進發に當り御船待の幾日かの間、御名殘を惜しんだ民草は、御船中の御慰みにもと、團子を製つて差上ぐる事に相談が出來たが、天氣の模様で急に御發船といふ事になつたので小豆と米の粉を搗き入れた儘差上げたと言つて、今も美々津の搗き入れ團子として残つてゐる。

又美々津の港外に七ツ八重、黒八重の島がある。天皇の御船は此間を御通りになつて再び御還御にならなかつたから、この附近の漁夫は今に至るまで此二島の間を絶対に通らないことにしてゐる。此外天皇に關する幾多の傳説が美々津と對岸の岩脇村とに殘つてゐる御腰掛岩は立磐神社の境内中なるが、此の神社は從來社頭の兩側に民家ありて甚だ神嚴に遺憾ありしを全部取除き向つて右方自然の岩盤を全部露はし鳥居、燈籠、手水屋等總ての造構布置を整善し之を繞らすに正面並に河岸等玉垣を設へ全く面目を一新した。御腰掛

岩の位置は從來一段落込みたる廓内にして鐵柵を繞らしありしを改めて廓を除き白木玉垣を繞らした、尙御本殿の縁廻り等宜しきに從ひて御修繕申した。又正面海上の龍神ばゑに燈臺を建設して御船出を記念し御光の燈と名づけた。此の燈臺は未だかつて我が國にはなかりしこと稱せらるゝ古來の高燈籠の様式に其の内部は近代的の機構を加へた即ち神社局に於て設計せられ燈臺局監督のもとに施設した。尙對岸岩脇村櫻現崎には此の邊の景致に接するの道路が出來た。

神武天皇を奉祀する狹野別宮を西に距ること約十町、前方高原の平野展開し後には秀麗なる高千穂の峰が聳え地勢雄大の靈地である。その中心なる一丘阜の頂上に兩石地中より出でる相並べり、此所を神武天皇御降誕の靈蹟と稱し古來尊崇して敢て近づくものがない此の地は又狹野神社の元宮の跡で附近に宮の宇都、產場石、皇子川原、祓川、血捨ノ木等の名蹟がある。此の靈地は霧島の靈峰を背景させる、茅原の圓山である。從來の施設は頂上の靈蹟周圍參道等方形の人工施設ありしが斯る圓山に對し相應する様自然的清掃施設に全部改築を整へ且縣道より參拜道を開設した。

櫛觸神社前面の一丘で、頂上は老杉古松亭々として聳え、中腹以上段を繞らすこと二重、見上ぐる山容に靈氣を感じる。神武天皇御兄弟四皇子御降誕の地と傳へらる。頂上にはも

(西白杵郡)  
高千穂町

一四皇子ヶ峰神社あり、四皇子を奉祀してゐたが、明治三十九年十二月

## 佐野原

(宮崎郡佐土原町)

高千穂神社に合祀することになった。<sup>アラ</sup>

聖地の周圍に新に粗玉垣を繞らし其の東面に拜所を設け参道を新設した。

## 都島

(都城市)

佐土原町西方の臺地を佐野原といひ、此の西遙に霧島の秀峰を仰き、東方は日向灘の渺茫たるを望み頗る形勝の地である。此の地往時より神武天皇御降誕の地と傳へ、臺地を下りて東北十數町なる妻町現王島 日吉神社境内に御牘の緒を埋め奉つたといふ印しの石があり諸人此の石を産の守りとしてある。

此の地只廣々とした廣原であつたが其の中樞地 元樟の大樹があつた所をトして聖地の周圍に玉垣を繞らし境内に元樟樹のあつた位置には樟樹を植え其他清淨を圖り尙参道を新設した。

都城驛の西方約一里、都城々址がある。天授元年北郷義久の築く所で城地もさ都島と稱し傳へて神武天皇居の一であると言つてゐる、城址の中央日豐本線鐵道の北側に東西三間半南北五間高サ三間許の小丘がある。此の地を都島御舊址と稱へ明治三十六年御降誕大祭會建つる所の碑がある。今城址の北端に村社狹野神社があり、神武天皇を奉祀する。もさ右御舊址といへる所にあつたのを築城に際し嶽下川の西岸に遷座し明治七年更に現地に遷し奉つたものである。

御舊址の周圍に新に玉垣を繞らし參道を開鑿し隣接せる住宅の移轉を爲し附近一帯の整備と淨化が出來た。

## 鉢

(東白杵郡富島町)

細島はもさ鉢島といつた地名の訛つたものと言はれる。神武天皇御東遷の時此處に立てさせ給ふた御鉢を神として奉齋したものであると傳へられてゐる。

鉢島神社末社御鉢神社の境内が擴張され神殿の改築、鳥居、玉垣、手水屋等の新設が出来聖石は神殿の右背後に拜することが出来る、又境内に常綠樹を植込み小神苑が整ひ全く面目が一新した。

神武天皇を奉祀する村社で、文武天皇の朝創建と傳へてゐる。舊稱を駒宮大明神といひ神武天皇と御愛馬に関する幾多の傳説がある。

駒繫の松は社地の北方なる路傍にあり、大正三年に植へ纏ぎたるもの、天皇御幼年の折鶴戸に通はせられる時、御愛馬を繫がせ給ひたると傳へ、又舟繫の松、船塚の松ともいへるは同様く船を繫がせ給ひたるよりの名稱である。附近に足洗田、御手洗の池、神川、又鶴戸に近く立石等の名蹟を傳へてゐる。

社殿の後方なる巨石は御鉢を納めたる所と言つてゐるが舊時御神體として奉祀されたものであらう。神殿の葺替を始め鳥居、玉垣、手水屋等の改築、境内西城の擴張及縣道沿ひに新に石垣を築造して境内の整備と神聖を圖つた。又社殿後の靈廟前に適當の設へをなし尙駒繫松等の周圍に施設が出來た。

吾平津神社  
(南那珂郡)  
(油津町)

油津町堀川端に鎮座し舊稱を乙姬大明神と稱し、和銅年間創建の古社と傳へられる、神武天皇の皇妃吾平津姫命を奉齋し奉つたが、明治五年八幡、春日、稻荷、妻萬四社を合祀、外六神を御祭りしてある。昭和八年四月郷社に昇格した。

この社は昇格の際社内の造構大體完備した。

吾田神社  
(南那珂郡)  
(吾田村)

吾田村に鎮座する村社で和銅年間の創建と傳へ、吾平津姫命、手研耳尊外一神を奉祀する事舊稱を吾田大明神といひ、明治五年吾平津姫命を祭れる田ノ口大明神を合祀する事になつた。

御本殿全部の改築が出来た。

可愛之山陵  
傳說地  
(東白杵郡)  
(北川村)

北川村大字長井字俵野に在る。墳形は圓で高サ八尺周圍三十二間、老木數株其の他雜木密生する。周圍に隍を繞らしてゐたが寛政年間大雨出水に際し之を埋め陵も亦高さを減じたと言つてゐる。明治二十九年御陵墓傳說地と定められた。

御陵墓傳說地周邊の靈域が擴張せられ之に芝士坡が繞らされ域内に常綠樹を植え、芝生となり、御陵の周圍に新に玉垣をしつらへ、正面拜所の淨化と共に其の前に楕形の廣場を構へ國道より分岐參道が開鑿された。

鵜戸神宮境内に圍まれ海拔約百五十米の速日峰山上に在る。山嶺高さ四尺周圍十間、封土を盛りたる所がある。明治二十九年御陵墓傳說地と治定せられ、大正十五年宮内省より境界周圍一町三十三間の地に境界標を設け、四面木柵を繞らされた。

此の山陵傳說地は從來參道無かりしに付新に參道の開鑿が出來拜所をしつらへて之に玉垣が出來た。

鵜戸村宮之浦に鵜飼草葺不合尊の皇妃玉依姫命を奉祀する宮之浦神社がある。社側より小溪を南に上る事八町許の所に玉依姫命の御陵と傳へられた古墳がある。高さ二間四尺周圍約一町そこに生する草木を牛馬に食はせるご忽ち腹痛すと稱し畏れ尊んで今日に及んである。御墓周圍に玉垣が繞らされ拜所が出來、參道が開鑿された。

玉依姫命御墓  
(南那珂郡)  
(鵜戸村)

# 附錄一六 御陵墓傳說及參考地

# 一六 御陵墓傳說及參考地

御陵墓傳說地可愛之山陵

山陵上

東白杵郡北川村大字長井

御陵墓参考地男狹穂塚、女狹穂塚

兒湯郡妻町大字三宅西都原

## 附錄二 史蹟名勝天然紀念物

史蹟名勝天然紀念物

史種別蹟千名烟古稱墳

所 在 地  
兒湯郡上穂北村大字穂北

全 郡川南村大字川南  
南那珂郡東郷村大字殿所  
束諸縣郡本庄町  
都城市、北諸縣郡中郷村  
宮崎郡青島村大字折生迫  
南那珂郡都井村大字御崎  
西諸縣郡 ～加久藤村大字西永江浦  
全 郡高原町大字蒲牟田  
北諸縣郡庄内町大字關ノ尾  
東白杵郡北浦村大字宮之浦  
全 郡北浦村大字古江  
西白杵郡七折村字南  
全 郡高千穗町大字向山  
南那珂郡市木村幸嶋  
主ナル棲息地宮崎外十一縣

全全史 全天全全全全全全全

# 蹟物

(附  
錄)

卷之三

比叡山	岡口	國	川	岡	日向	島村	野神社	狹
及氏	氏	千	宮	月	夏蜜柑	波降起	法僧蕃	青
矢	滕	寺	公	村	触海床	觸海床	殖	奇
筈	庭	穗	座	知	原樹痕	原樹痕	卜地	日
岳	園	園	論	孫	杉	痕	痕	八

所 在

地

全郡新田村、郡上穂北村、郡川南村、西諸縣郡野尻村、延岡市、北諸縣郡中郷村、東諸縣郡本庄町、延岡市

所 在  
西諸縣郡高原町大字蒲牟田  
宮崎郡青島村大字折生迫  
全 郡赤江町  
西白杵郡椎葉村  
東諸縣郡高岡町  
全 郡全 町  
兒湯郡新田村  
西白杵郡高千穗町  
東白杵郡富島町細島  
全 郡南方村  
郡門川町  
兒湯郡美々津町  
南那珂郡飫肥町  
~(東白杵郡北方村  
西白杵郡七折村)

# 全全全全全全全全全全全全史種

422

別  
蹟

名

稱

所

在

地

所	在
都	城 市
北諸縣郡志和池村	南那珂郡市木村
西諸縣郡野尻村	都
全 郡真幸村	城
全 郡須木村	市
東諸縣郡綾町	
全 郡倉岡村	
兒湯郡都於郡村	
東臼杵郡富島町	
西臼杵郡高千穂町	
宮崎郡清武村大字加納	
全 郡佐土原町大字上田島	
都城市鷲尾町	
西諸縣郡加久藤村大字榎田	

全	郡小林町大字眞方
全	東諸縣郡高岡町大字内山
全	郡綾町大字入野
全	郡本庄町大字嵐田
全	郡倉岡村大字糸原
全	兒湯郡妻町大字三宅
全	東臼杵郡北川村大字長井
全	郡富島町細島大字平揚
西臼杵郡高千穂町大字西方	
兒湯郡西米良村大字越野尾	
全 郡 全 所	
全	宮崎郡佐土原町
全 郡青島村	
北諸縣郡高城町	
西諸縣郡飯野村	
兒湯郡三納村	

附  
錄

全全全全全全全全全全全全全全全

(附  
錄)

兒湯郡三財村  
全 郡都農町  
全 郡全 町  
東白杵郡富島町細島  
全 郡門川町  
西臼杵郡三ヶ所村  
宮崎郡大塚町  
宮崎郡那珂村  
全 郡清武村  
全 郡木花村  
南那珂郡油津町  
全 郡東郷村  
郡本城村  
郡細田村  
全 郡  
兒湯郡高鍋町  
東白杵郡岩脇村  
全 郡北方村

全全全全全全全全全全全全全史種

種別

所  
東臼杵郡東郷村  
郡西郷村  
西臼杵郡岩戸村  
郡七折村  
郡田原村  
都城市沖水  
東諸縣郡八代村  
兒湯郡妻町  
東臼杵郡富島町  
兒湯郡西米良村  
南那珂郡南郷村  
北諸縣郡山之口村  
西諸縣郡野尻村  
郡全 村  
東諸縣郡木脇村

稱

所

在

地

史天全全全全全全全全史全名  
然紀念物  
蹟勝

(附錄)

僧山美宮庄小本住廣川延木須那  
崎市内林庄吉瀬南岡城木智  
日田津下町町町村村村市村  
要町北古方古古古古古古古  
銀ノ古ノ古古古古古古古  
墓杏墳墳墳墳墳墳墳墳墳墳瀧瀧

延岡市大字川島  
西諸縣郡須木村  
兒湯郡木城村  
兒湯郡川南村  
東諸縣郡本庄町  
北諸縣郡小林町  
宮崎郡廣瀬村  
全郡住吉村  
東白杵郡富島町  
北諸縣郡山田村  
兒湯郡美々津町

五三

全全全全全全全全全全全全史  
然紀念物  
蹟種別

北美森船八三山飯飫オ鶴内内美  
浦タ永引代陰野肥壽ニ海海々  
津ノノ股草スバ千疊あ  
ガ化ノセノの金自スアス  
カ化タ大石銀木生奇奴古  
タタタ大石だ石銀木生奇奴古  
マ群樟ん松儲杏犀地地岩う草墳

兒湯郡美々津町  
宮崎郡青島村大字内海  
全郡全所  
南那珂郡鶴戸村大字宮浦  
兒湯郡木城村大字椎木  
西白杵郡高千穂町大字向山  
南那珂郡飫肥町  
西諸縣郡飯野村  
東白杵郡東郷村  
東諸縣郡三股村  
東諸縣郡八代村  
宮崎郡清武村大字船引  
東諸縣郡本庄町  
兒湯郡美々津町  
東白杵郡北浦村

所

在

地

稱

五二

祖國振興隊

肺

園

記

興

烈

## 振興隊ぶし

(一)

皆さん皆さん  
日向の空に  
ヒラ／＼するの  
何ぢやいな  
トコトシャレ  
トナヤレナ

(四)

忠勇義烈の  
祖先の血潮は  
我等の胸に  
沸きかへる

(二)

あれは祖國を  
振興せんそ  
誓ひの御旗を  
しらないか

(五)

おきよ／＼  
勤勞倍加だ  
躍進日本の  
たゞなかに

(三)

天孫降臨  
神武の天業は  
此の地におこるを  
しらないか

(六)

東洋平和の  
皇國の使命に  
仇なす怒濤も  
何のその



祖國振興隊信條

一、我等ハ皇祖發祥ノ聖地ニ生レ天業翼賛ノ皇民ノ裔タル

ニ感激ス

一、我等ハ盡忠報國ノ精神ニ滿チ義勇奉公ノ赤誠ニ燃ユ

一、我等ハ勤勞ヲ倍加シ誓ツテ祖國振興ノ柱石タラン

## 祖國日向振興朗誦文

### 第一章

ひい出づる國に靈境あり。天高く地廣く、山河秀丽、民情醇なり。  
畏くも、諸尊禊祓の濱、波は太古の響を傳へ、  
忝くも、天孫降臨の地、風は上代の調に通ふ。  
養正・積慶・重暉の神徳、宣揚せられし皇道樂土、三世の神迹昭々として、一土一水悉  
く、聖史さ榮光さに輝く古帝州。  
謹み惟ふ。甲寅の歲冬十月、神武大帝東遷して、萬古不易の皇基を樹て給ふ。その宏謨を  
翼賛し、その聖戰に參與せし、純忠至誠の國人。  
そが熱血を享け繼ぎ、そが精魂を傳へたる吾等日向若人。  
魏々、雲に聳ゆる霧島山、崇きは即ち吾等が姿。

洋々、空を浸す日向灘。浩きは即ち吾等が心。  
げに、日向こそ神州日本の祖國。  
吾等こそ大和民族の精粹。

## 第二章

朝日直射す國。

夕日の日照る國。

山幸、海幸限りなき國。

何ぞ、この無上の沃土を耕さざるや。

何ぞ、この無盡の天惠を取らざるや。

勤勞は生あるもの欣求にして、又若人の歡喜なり。

流汗淋漓。勤勞倍加。

炎熱鐵を鎔かず夏の日も、孜々としてこれ勉め、

涸寒肌を擘く冬の日も、役々としてこれ屬む。

尊き哉その姿。壯なる哉その心。

聞け。曉の鐘は、吾等の惰眠を破りて殷々たり。

日向ふ國の若人。いざ

鎌取りて野に出でよ。

斧擔いで山に入れ。

網持て海原渡れ。

鐵槌執りて場に行け。

牙鑄携へ市に立て。

耕し、商ひ、工みするにも、常に科學の理に基き、經驗の則に隨ひ、おのが向き向き工夫創造し、積極進取、勵め儘ますば、無限の物資自ら集まり、天與の恒產期せずして積ま

れん。

かくて、人足り、戸々潤ひ、郷邑みな豊かならば、國富み兵強く、以て、皇運を無窮に扶翼し奉るを得ん。

### 第三章

天業恢弘。天下光宅。これ祖宗肇國の大理想。

國際正義。世界平和。これ大和民族の大使命。

開闢以來、生成發展、この理想を實現し、この使命を遂行す。日東帝國の前途を祝福せよ

畏くも、皇祖發祥の聖地に生れ、天惠無盡の樂土に住む。

吾等、何等の光榮ぞ、何等の幸福ぞ。

願はくば、吾等、祖先忠烈の遺風に因りて、發憤勉勵、誓つて更生日向の先驅せならん。

願はくば、吾等、祖國山河の靈氣に頼りて、精進努力、盟つて新興日本の柱石せならん。

### 郡市別隊數並隊員數 (昭和十四年八月末日現在)

市 郡 別	隊別		中等學校隊	小學校隊	少年隊	男子青年隊	女子青年隊	一般隊	合計
	隊數	隊員數							
宮都	一三	八	一三	四、三八	一〇	一、一〇四	一、一〇四	一〇	八
宮南	二、六七	〇	二、六七	二、〇六〇	三、七九	二、七三二	二、七三二	二、七三二	〇
宮北	二、〇六〇	〇	二、〇六〇	二、〇六〇	二、五五三	二、五五三	二、五五三	二、五五三	二、五五三
宮西	一、六三	〇	一、六三	一、六三	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五
宮東	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七〇八	一、七〇八	一、七〇八	一、七〇八	一、七〇八
兒延	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九
東北	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
西北	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
東南	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
西合	一、六六	〇	一、六六	一、六六	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇	一、七一〇
总计	一、一五二	二、一四一	一、一五二						

雜錄

種別	隊數	員數
其其經漁耕產婦會町市官總		
地 町		
他 濟業 整業社		
組更組 理組		
他合生合合會場位場衛數		
五三一三三三五三四九四一五		
二八〇三 二九五 六三 三六一 四七二 二三四二 九四二 一〇七七 五四、八八四 六四二 五六四 六八、五一四		

一般隊の内譯

八

## 参宮バス案内

### 参宮コース

普通は市内見物、宮崎神宮、青島、鶴戸神宮で七時間かかります、然し團體は御豫定により如何様にも變更いたします。

### 出發時間

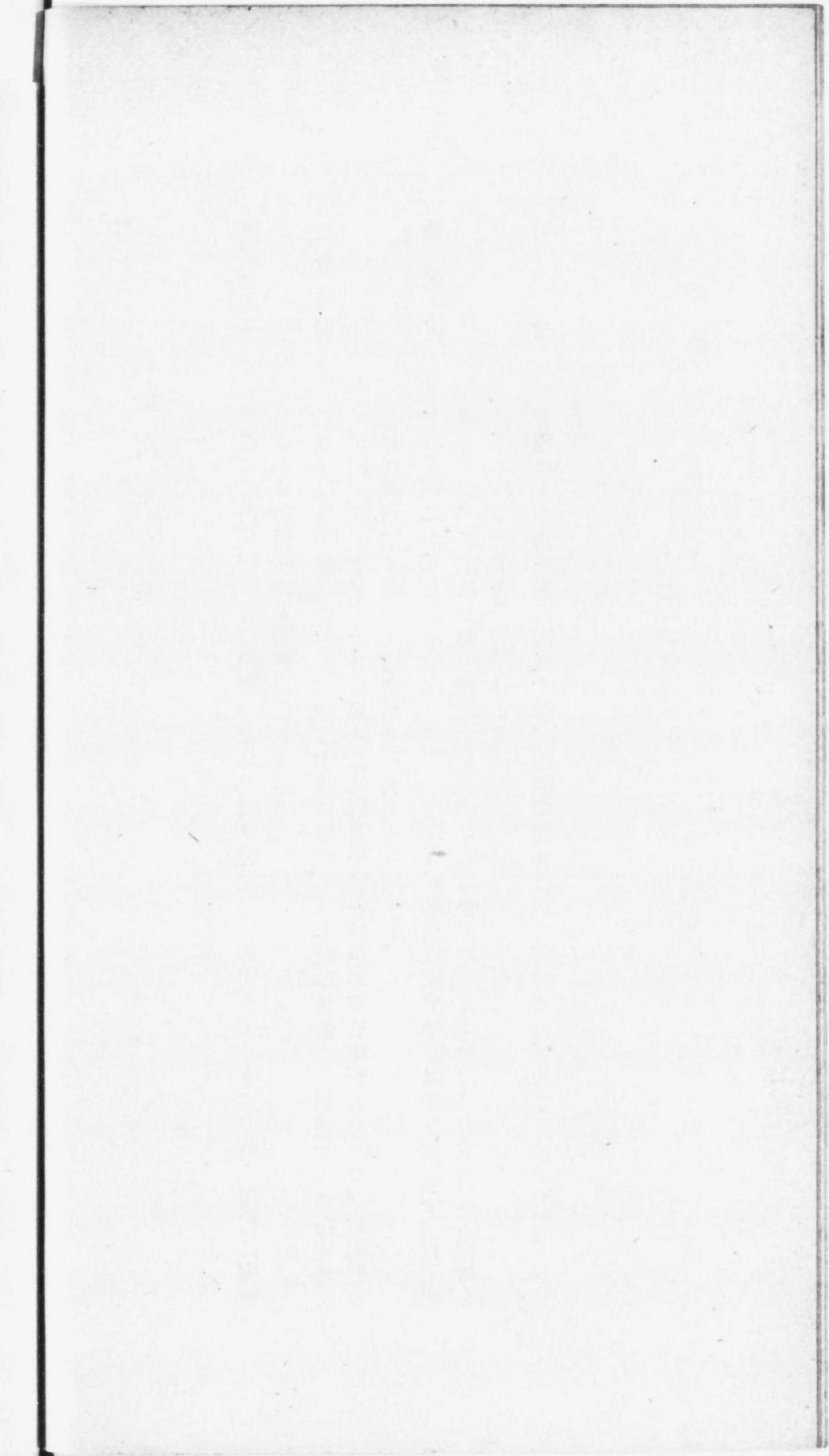
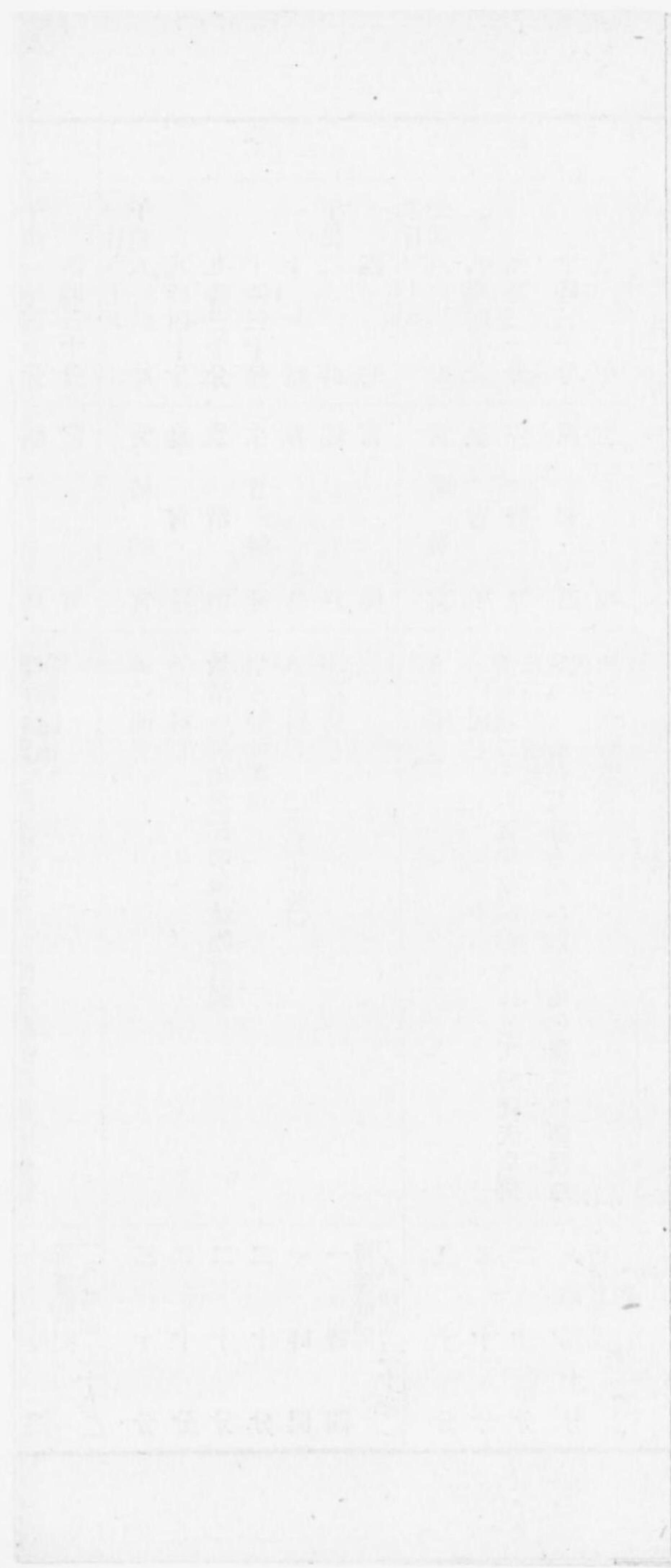
定期は毎日午前八時半三十時二十分に宮崎バス本社を出發して普通コースを走りますが四、五、十、十一月に限り宮崎驛發午後一時半の臨時便があります。尙團體の場合は御指定に従つて臨時出發いたします。

### 輸送力

十八人乗二十五人乗の参宮バスで一時に五百名様は御引受が出来る用意をいたして居ますが、二組以上御一緒におなりになる場合がありますので、可成前以て御知らせ下されば好都合で御座います。

### 料金

普通コース御一人二圓五十錢、團體の場合別に御相談申上ることにいたして居ります。



宮崎縣名勝史蹟觀光コース

起點 宮崎市(自動車使用)

所要日時

說

明

所要時間

午前八時

神宮參拜、微古館見物

三時

午前八時

神武天皇御東征前の皇居址傳說地

三時

午前八時

禊傳說地、一ツ葉濱見物

三時

午前八時

青島神社參拜、熱帶植物千疊岩、青島公園見物

三時

午前八時

歸着後宮崎市街遊覽隨意

三時

午前八時

禊傳說地、江田神社參拜、一ツ葉濱遊覽

三時

午前八時

御降誕地、御鶴戶神宮、吾平山陵參拜、傳說鶴鳴草葺不合尊

三時

午前八時

景清廟地參拜の後遺物展観

三時

午前八時

生目神社參拜

三時

午前八時

Aに同じ(中食休憩)

三時

午後二時

Aに同じ(中食休憩)

三時

二日

行程

(北部)

E

午前八時

【歸途の場合】

時

午後二時

(都井發時)

時

午後二時

(京町溫泉泊)

時

午後二時

(京町溫泉泊)

時

午後二時

(第三日)

時

午後二時

(第二日)

時

午後二時

(第一日)

時

D

午前八時

時

午後二時

時

C

午前八時

時

午後二時

時



## 宮崎の名産品

古い國だが、新しい街なので土産品も新しいのが次ぎくに現はれて来る。今日現はれてゐる格好のものは……

### 御菓子類

搗入餅、椎茸羊羹、夏みかん羊羹、橋もなか、桶ボーロ、祖國せんべい、夏みかん飴、神國

### 果物

だんご、山茶羊羹。隨一は日向みかん。その他にもいゝ果實が多く、殊に季節の早いのが珍らしい。干いちぢく。

### 飲料

セーピス、銘酒初御代、いちぢくコーヒー。

### 木、竹工品

林產國日向にふさはしい櫟の廣盆、茶托、菓子器、ステッキ、洋服掛、箸、楊子、花瓶、

### 郷土玩具

花籠、煙草セット、ホーク、ナイフ、ピロー細工。彈き猿、登り猿、法華獄鶲、久嶺鶲、青島雛、佐土原人形、日向駒、しやん／＼馬。

### 其他

祖國漬、日向漬、椎茸、乾鮎、綠茶、うに、錫製品、香油、祖國の華、神都漬、宮崎漬、紅渓石硯、碁石、碁盤、おぼつどらふぢ。

# 日向の新民謡

祖國日向

(元宮崎時事新聞社編)

作歌 西條 八十

作曲 中山晋平

神の高千穂  
沖の(マタ)黒潮  
日向(サイサイ)よい國  
意氣(マタ)男の

ヨイノヨイトコ

ドツコイセ

トコ

ドツコイセ

光の岩戸  
天まで灌ふ  
日本の祖國  
住むところ

ヨイノヨイトコ

ドツコイセ

トコ

夜も(マタ)花咲く  
ヨイノヨイトコ

ドツコイセ

トコ

ドツコイセ

## 日向小唄

(元宮崎時事新聞社編)

作歌

西

條

八十

(ヨイショ／＼ナ)  
おらが高千穂  
おらが高千穂  
日本夜明けの日の光

(テサテ サテ／＼日の光)

(エー エ 日の光 サテモ シヨンガエ)

(雜錄)

(ヨイショ／＼ナ)  
鏡延岡  
鏡延岡  
日向むすめの晴化粧

(テサテ サテ／＼晴化粧)

(エー エ 晴化粧 サテモ シヨンガエ)

七

(ヨイショ／＼＼＼＼ナ)

雪が降るのに (ヨイショナ)

雪が降るのに櫻が見える (ヨイ＼＼)

あれはお國か日向灘

(テサテ サテ／＼＼＼＼ナ)

(エ一エ日向灘 サテモ シヨンガエ)

(ヨイショ／＼＼＼＼ナ)

浮いた噂が橋通 (ヨイ＼＼)

月が立てたか あの夜から

(テサテ サテあの夜から)

(エ一エあの夜から サテモ シヨンガエ)

(ヨイショ／＼＼＼＼ナ)

日向青島 (ヨイショナ)

日向青島日本のハリイ (ヨイ＼＼)

戀の船唄 南風

(テサテ サテ／＼＼＼＼南風)

(エ一エ南風 サテモ シヨンガエ)

(ヨヨイシ／＼＼＼＼ナ)

行こか詣ろか (ヨイショナ)

(エ一エ守り神 サテモ シヨンガエ)

(ヨイショ／＼＼＼＼ナ)

誰に逢ふさて (ヨイショナ)

誰に逢ふさて大淀川の (ヨイ＼＼)

水はいそ／＼急ぐやら

(テサテ サテ／＼急ぐやら)

(エ一エ急ぐやら サテモ シヨンガエ)

## 宮崎小唄

作詞 日高 不京鳴  
作曲 杵屋 六

春は神宮の御池の櫻

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

庭にひな鶴ひめ小松

可愛稚子衆の初詣り

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

夏は青島蒲葵樹の小陰

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

浜の花散る磯づたひ

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

(雑錄)

秋は住吉月見ヶ丘の

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

梢に浮ぶ赤江灘

君を松風そよ／＼さ

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

冬は一ツ葉老松小松

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

手に手つないだ夫婦松

日向ぼっここのごくろ松

(ヨイ＼＼ヨイ＼＼ヨイトコナ)

九

# 霧島小唄

作詞 西山喜久雄

一〇

春よ 春春霧島山の  
嶺にやかすみの薄衣

裾野三里は山櫻

逆鉾 逆鉾 逆鉾さ

春の霧島なつかしや

夏よ夏 夏 霧島山の

つゝじや眞盛りごの山も

蒸る新緑夏知らす

逆鉾 逆鉾 逆鉾さ

夏の霧島なつかしや

冬よ冬 冬 霧島山の  
嶺にや冰柱の雪の花

ふもと榮の尾の湯のかほり

逆鉾 逆鉾 逆鉾さ

冬の霧島なつかしや

## 日向名勝小唄

作詞 松山

青島

青島いゝそこ誰がいふた  
潮が満つれば離れ島  
茂るビロー樹の葉の姿  
ほんに南洋に來たよな氣がするよ

月知梅

花に戯れ月に酔ふ  
日向名樹の月知梅  
色ざりざりの八重の花  
三州一の梅かいな

宮崎神宮

夕べの空を眺むれば  
薄れ淡けき森陰に  
いこも氣高き御社さ  
鳥居につづく砂利參道

一ツ葉の松

松は一ツ葉日向の灘の  
男波女波の音高く  
濱の真砂に陽の名残り  
盡きぬ林に上る月

(雑錄)

霧 島 山

霧の島さは名ばかりで  
来て見りや煙の山がある  
上には天の逆鉢さ  
下には御池の水ががみ

鵜 戸 神 宮

鵜戸へ鵜戸へと神詣で  
波間へだてたわかれ路の  
岩屋にまします神々は  
わが日の本の守り神

碑

搗

節

(主として椎葉に唄はれる)米がなく稗が主食であつた時代  
にはこれを自分の臼で搗いて食べるこしが日課であつた時代  
コツツンと單調な杵のリズムが、この民謡を生んだ

座 論 梅

枝に根を生む座論梅  
晴れた冬日に鳶が  
枝から枝へ晝寝して  
花の散るよな夢を見る

高千穂峠と神橋

見たか見ましたか神橋で  
千丈の谷の水の色  
神代ながらの高千穂峠にや  
月形日形の岩もある

碑

搗

節

一、庭のさんしゆの木

鳴る鈴かけて  
鈴の鳴るさきや出ておちやれ

二、鈴の鳴るさきや

何と言ふて出ましよ  
駒に水くりよと言て出ましよ

三、なんば搗いても

このひや搗けぬ  
どこの御藏の下積か

四、稗は搗いても

来るこた來るが  
しばし待ちやれおそござる

五、あごまいやばを

この山奥で  
鳥の鳴く聲聞ばかり

(雑 錄)

六、戀し小川の

鵜の鳥見やれ  
鮎をくはて瀬を上る

七、おまや平家の

公達ながれ  
おごま追討の那須の末

八、那須の大八

鶴富捨てく  
椎葉立つさきや目に涙

九、しばし待ちやれ

稗搗いてしまて  
お茶を飲ませて抱いてれる

一〇、思ひ戀がれて

墨するさきは  
石の硯が申くばる

## 岩戸神樂歌

一四

- 一、しめひけば  
こも高天の原よただ  
集まりたまへ四方の神々
- 二、嬉しさに  
吾はこにて舞遊ぶ  
すまこもあけてみすも下さす
- 三、岩戸出て  
西の光のかわらかけ  
しりくめなわのしるしなるらむ
- 四、日向なる  
二上岳の麓にて  
ちうが窟にこたねこそうむ
- 五、千早ふる  
神のゆかけにへでかけて  
神代のあうご言ふぞれしき
- 六、いさきよし  
はなのひろせて身を清め  
朝日に向ひて神を招する
- 七、おさめても  
千代のみかぐら舞遊ぶ  
面白かりし末は目出度き

(以下略)

## 新小唄 宮崎甚句

- ハア モグン宮崎 大淀川の  
ハアラヨイ／＼ヨイヤサット  
橋は橋たちばな 橋は橋わかはざり  
潮路戀しや 潮路戀しや ソレ
- 日向灘 ヨーイヤサ  
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー
- ハア 櫻は軍馬の 千本櫻  
ハアラヨイ／＼ヨイヤサット  
櫻聯隊 櫻聯隊 ソレ
- 都の城 ヨーイヤサ  
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー
- ハア 雲の霧島 霧島つゝじ  
ハアラヨイ／＼ヨイヤサット  
締めた思ひの 結めた思ひの 錦帶にしきおび  
月の青島 月の青島 ソレ
- 彌生橋 ヨーイヤサ  
サーサ ヨイ／＼ ヨーイヤサー

(雑錄)

一五

藤淵忠一 藤淵忠一  
タイヘイ文藝部 曲詩

## 露光量違いの為重複撮影

國列  
國勢  
要覽

(抄錄)

昭和十三年

ハア　歸る漁船　大漁の旗を  
ハアラヨイ／＼ヨイイヤサット  
立てゝ油津　立てゝ油津　梅ヶ濱  
鵜戸の宮さん　鵜戸の宮さん　ソレ  
岩しぶき　ヨーイイヤサ  
サーサ　ヨイ／＼　ヨーイイヤサ

露光量違いの為重複撮影

國列  
國勢要覽

(抄錄)

昭和十三年

ハア  
ハアラヨイノヨイサウト  
鶴戸立油津立油津  
岩石宮さん梅ヶ濱  
しぶき 鶴戸の宮さんソレ  
サーサヨイヨイサ  
ヨイヨイサ

## 列國國勢要覽目次

一 帝國の位置	一
二 列國の面積及人口	二
三 帝國大都市の人口	四
四 列國大都市の人口	八
五 在外本邦人	二
六 在留外國人	四
七 列國の自動車	七
八 列國の船舶	三〇

# 列國國勢要覽

## 一 帝國の位置

我が帝國は極南東京府小笠原島沖の鳥島南端北緯二十度二十五分二十四秒から極北北海道根室支廳占守郡阿賴度島最北崎の北端北緯五十度五十五分二十四秒に至り極西臺灣澎湖廳望安庄花嶼の西端東經百十九度十八分二十四秒から極東北海道根室支廳占守郡占守島東崎の東端東經百五十六度三十分四十八秒に至る間に在つて亞細亞大陸の東に沿ひ斜に北東から西南に點在する樺太島の南半、千島列島、北海道、本州、四國、九州及臺灣島を包含する所謂日本列島と大陸の一部たる朝鮮半島とから成つて居る。樺太及朝鮮の北部がソビエト聯邦及滿洲國と境を接する外、四面皆海で西は中國、南は比律賓、東は遼に米大陸と相對して居る。

極南 東京府小笠原島沖の鳥島南端  
極北 北海道根室支廳占守郡阿賴度島最北崎北端  
極西 臺灣澎湖廳望安庄花嶼西端  
極東 北海道根室支廳占守郡占守島東崎東端

北 緯 二十度二十五分二十四秒  
東 經 五十一度五十五分二十四秒  
百十九度十八分二十四秒  
百五十六度三十分四十八秒

(列國國勢要覽)

## 二 列國の面積及人口

列國中本國面積の最大なのはソヴィエト聯邦の二千百萬方軒で、中國の千萬方軒、ブラジルの九百萬方軒、北米合衆國の八百萬方軒等之に亞いで居る。帝國(内地)の面積は三十八萬方軒で列國中第二十七位に當り、 フインランドの次位諾威の上位にある。

一九三五年に於ける世界の総人口は約二十七億である。最近列國中ノ人口の最も多いのは中國の四億四千七百萬で、ソヴィエト聯邦の一億六千六百萬、北米合衆國の一億二千八百萬之に亞き、帝國(内地)は七千百萬で第四位に在る。而して獨逸の六千八百萬、英吉利の四千七百萬、伊太利の四千二百萬、佛蘭西の四千二百萬等皆帝國の下位にある。

人口密度は本國面積三萬方糸以上の獨立國のみに付て見るを、最近一方糸に付百耳義の二百七十二人を最近一方糸に付白耳義の二百七十二人を最高とし、和蘭の二百四十四人、英吉利の百九十四人之に亞き、帝國(内地)の百八十六人は第四位に當つて居る。而して獨逸(百四十四人)、伊太利(百三十七人)、チエツコスロヴアキア(百八人)、瑞西(百一人)、ハンガリー(九十七人)等之に亞いで高い。

世 界 總 數	面 積	調查年次	總 人 口	付 女百に 男	人 口 密 度 (方軒に付)
亞 細 亞 洲	一三四、七〇〇、〇〇〇 <small>方軒</small>	一、九三五年頃	二、二二、五〇〇、〇〇〇	一、一五六、四〇〇、〇〇〇	二六
	四二、九〇〇、〇〇〇	々	二一	二	二
		：	：	：	：

九六：……一四五二九一〇四一〇三一〇二一〇一……

三一五五七五  
一四五一八六一  
三三九三五二七三  
四四二三七三二二  
一一三三二二二二

付  
女  
百  
男  
に  
人  
口  
方  
料  
密  
度

調  
査  
年  
次

面  
積

イ  
羅  
連

方  
料

一  
九  
三  
七

一  
九  
三  
八

一  
九  
三  
九

一  
九  
四  
〇

一  
九  
四  
一

一  
九  
四  
二

一  
九  
四  
三

一  
九  
四  
四

一  
九  
四  
五

一  
九  
四  
六

一  
九  
四  
七

一  
九  
四  
八

一  
九  
四  
九

一  
九  
五  
〇

一  
九  
五  
一

一  
九  
五  
二

一  
九  
五  
三

一  
九  
五  
四

一  
九  
五  
五

一  
九  
五  
六

一  
九  
五  
七

一  
九  
五  
八

一  
九  
五  
九

一  
九  
六  
〇

一  
九  
六  
一

一  
九  
六  
二

一  
九  
六  
三

一  
九  
六  
四

一  
九  
六  
五

一  
九  
六  
六

一  
九  
六  
七

一  
九  
六  
八

一  
九  
六  
九

一  
九  
七  
〇

一  
九  
七  
一

一  
九  
七  
二

一  
九  
七  
三

一  
九  
七  
四

一  
九  
七  
五

一  
九  
七  
六

一  
九  
七  
七

一  
九  
七  
八

一  
九  
七  
九

一  
九  
八  
〇

一  
九  
八  
一

一  
九  
八  
二

一  
九  
八  
三

一  
九  
八  
四

一  
九  
八  
五

一  
九  
八  
六

一  
九  
八  
七

一  
九  
八  
八

一  
九  
八  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇

一  
九  
九  
一

一  
九  
九  
二

一  
九  
九  
三

一  
九  
九  
四

一  
九  
九  
五

一  
九  
九  
六

一  
九  
九  
七

一  
九  
九  
八

一  
九  
九  
九

一  
九  
九  
〇